

国民スポーツ大会選手・監督参加資格について

＜第78回国スポ版＞

目 次

1	国民スポーツ大会参加資格解説	P- 1～ 3
2	監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う第 78 回国民スポーツ大会 本大会・第 79 回国民スポーツ大会冬季大会における取扱いについて	P- 4～ 5
3	第 78 回国民スポーツ大会（佐賀県）における予選会免除対象大会	P- 6～ 7
4	第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）における所属都道府県選択の事例	P- 8～11
5	国民スポーツ大会参加資格違反の事例	P-12
6	国民スポーツ大会参加申込みに係る資格確認チェック表	P-13
7	第 78 回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明	P-14～27
8	第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）「実施要項総則第 5 項（2） 所属都道府県」選択における事例（2023 年 8 月 24 日版）	P-28～37
9	「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準	P-38～40
10	参加資格確認書及びふるさと登録届の作成についての作成について	P-41
	< 様 式 >	P-42～48
	・ 第 78 回国民スポーツ大会参加資格確認書（少年種別年齢域選手用）	
	・ 第 78 回国民スポーツ大会参加資格確認書（成年種別年齢域選手用）	
	・ 第 78 回国民スポーツ大会参加資格確認書（監督用）	
	・ ふるさと登録届	

国民スポーツ大会参加資格解説

国民スポーツ大会の参加資格は「国スポ岡山県予選会（選考会）」「国スポ中国ブロック大会」「国民スポーツ大会」の全てにおいて適応されます。岡山県から国スポに参加を希望する方は、国スポ岡山県予選会（選考会）に申込み段階で、各選手・監督の所属都道府県が「岡山県」でなければなりません。

以下の内容を熟読いただき、国スポ候補選手・監督の参加資格をご確認ください。

1. 参加資格

(1) 日本国籍であること。ただし、次に該当する者は除く。

①在留資格が永住者の者（特別永住権を含む）

②少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在学する学生又は生徒で参加申込締切時に1年以上在籍していること。

b 在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

③成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において、上記②に該当していた者であること。

b 在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記③-aについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

(2) 岡山県の当該競技団体会長（代表者）と岡山県スポーツ協会会長が代表として認め、選抜した者であること。

(3) 第77回又は特別大会（県予選会及びブロック大会を含む）に岡山県以外から出場していないこと。ただし、次の場合は除く。

①成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者（新卒業者）

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

c ふるさと選手制度を活用する者

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者

②少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者（新卒業者）

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者

[注] a・b・cは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

d JOCエリートアカデミーに在籍する者

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者

※注意事項

・国民スポーツ大会における「学校教育法」第1条に規定する学校とは、『中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学（大学院を除く）』を指す。

ただし、休学中の者や、通信による教育を行う課程に学んでいる者、高等学校の専攻科、別科に学んでいる者は、学校所在地から参加することはできない。

2. 所属都道府県

(1) 岡山県からの参加するためには、次のいずれかが岡山県でなければならない。

①成年種別

a 居住地を示す現住所

住所に関する届け出（住民票登録）をしており、かつ日常生活をしている場所を指す。

b 勤務地（雇用関係があり、主たる勤務実態を有する会社等の所在地）

c ふるさと（卒業小学校・中学校または高等学校の所在地で登録）

②少年種別

a 居住地を示す現住所

住所に関する届け出（住民票登録）をしており、かつ日常生活をしている場所を指す。

b 学校所在地（通学する学校の所在地）※「学校教育法」第1条に規定する学校

c 勤務地

d JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置に定める小学校の所在地

※上記①-a・b、②-a・b・cは、該当大会年の4月30日以前から大会終了時まで継続していることが条件です。居住実態、勤務実態については十分注意してください。

(2) 「トップアスリート特例措置」、「東日本大震災に係る特例措置」、「一家転住に伴う特例措置（少年種別のみ）」の適用を受ける者は、上記（1）の限りではない。

※注意事項

・成年種別に参加する学生においては、大学や専門学校等の「学校所在地」での参加は認められておりませんので、上記（1）-①-「a 居住地を示す現住所」もしくは「c ふるさと」で参加すること。

・水泳競技の成年種別に参加する学生は、居住地の県内外に関わらず「ふるさと選手制度」を活用しての参加となる。

(3) 「所属都道府県」選択における例外適応や特例措置については、本資料掲載の『第78回国民スポーツ大会本大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）』（P-14～P-27）、および『第78回国民スポーツ大会本大会（2024年）「実施要項総則第5項（2）所属都道府県」選択における事例（2023年8月24日版）』P-28～P-37）を参照にすること。

3. 選手の年齢基準

(1) 選手の年齢基準については、原則次のとおりとする。

- ①成年種別：2006年4月1日以前に生まれた者とする。
- ②少年種別：2006年4月2日から2009年4月1日までに生まれた者とする。

(2) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2024年4月1日を基準とする。

(3) 日本スポーツ協会が特に認める場合は、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2009年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者）とする。

4. 参加監督の指導者資格

国民スポーツ大会ならびにブロック大会に参加する監督は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の「コーチ1」等、競技ごとに定められた資格を保有する者でなければなりません。

監督として参加する者は、次の2点が完了していることが条件となります。

- ①資格有効期限日の6ヶ月前までに、資格更新のための「更新研修」を受講していること。
- ②更新料の支払いが完了していること。

※注意事項

・公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会に申込を完了した時点から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※2024年(令和6年)4月1日(冬季大会は2024年(令和6年)10月1日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2025年(令和7年)3月31日以降であること。

※有効期限が2024年(令和6年)9月30日の者であっても、2024年(令和6年)10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。

ただし、所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う
 第 78 回国民スポーツ大会本大会(佐賀県)・第 79 回国民スポーツ大会冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)における取扱いについて

2024 年 4 月 15 日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会に申込を完了した時点を起点とする)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※2024(令和 6)年 4 月 1 日(冬季大会は 2024(令和 6)年 10 月 1 日)時点で公認スポーツ指導者資格が『有効』であり、かつ有効期限が 2025(令和 7)年 3 月 31 日以降であること。

※ 2024(令和 6)年 4 月 1 日時点で指導者資格の有効期限が 2024(令和 6)年 9 月 30 日の者であっても、2024(令和 6)年 10 月 1 日付更新登録手続きを行える者は参加が可能。ただし、2024(令和 6)年 9 月 30 日までに更新登録手続きを行わなかった場合は参加不可。

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 都道府県予選会、ブロック大会を含め、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第 78 回本大会(佐賀県)】

資格 状況	2024 年 4 月 1 日現在 資格有効期限	大会参加時		参加 可否
		資格 状況	資格有効期限	
有効	2025 年 3 月 31 日以降	有効	2025 年 3 月 31 日以降	○
	2024 年 9 月 30 日	保留	2028 年 9 月 30 日 2024 年 9 月 30 日	
保留/ 無効	-	有効	2028 年 9 月 30 日	×※2

※1 2024 年 10 月 1 日付更新登録手続きを同年 9 月 30 日までにを行った者は参加可能

※2 2024 年 10 月 1 日付登録手続きで認定された場合でも同年 4 月 1 日現在に資格が有効ではない者は参加不可

【第 79 回国民スポーツ大会冬季大会(岡山県・群馬県・秋田県)】

資格 状況	2024 年 10 月 1 日現在 資格有効期限	大会参加時		参加 可否
		資格 状況	資格有効期限	
有効	2025 年 3 月 31 日以降	有効	2025 年 3 月 31 日以降	○
保留/ 無効	-	保留/ 無効	-	×※1

※1 2025 年 4 月 1 日付登録手続き予定の場合でも 2024 年 10 月 1 日現在に資格が有効ではない者は参加不可

公認スポーツ指導者競技別資格養成状況及び国スポ監督対象資格 一覧

令和6年4月15日

[第79回大会冬季大会](岡山県・群馬県、秋田県開催)

No	競技名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	スキー	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	資格名称は「スキー・スノーボードコーチ」
2	スケート	— ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
3	アイスホッケー	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	

上段・新規養成の有無 ●:新規養成が行われている資格 —:新規養成が行われていない資格
下段・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎:実施要項に定められた資格 —:国スポ監督対象資格ではない資格

[第78回大会](佐賀県開催)

No	競技名	コーチ1	コーチ2	コーチ3	コーチ4	教師	上級教師	備考
1	陸上競技	● (JAAF公認ジュニアコーチ) ◎	— ◎	● (JAAF公認コーチ) ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
2	水泳	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	コーチ3、4は種目別に養成 (競泳、水球、飛込、AS、OWS)
3	サッカー	● (JFA公認C級コーチ) ◎	— ◎	● (JFA公認B級コーチ) ◎	● (JFA公認S級コーチ) (JFA公認A級コーチ) ◎	— ◎	— ◎	
4	テニス	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	● (JPTA認定) ◎	● (JPTA認定) ◎	
5	ローイング	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
6	ホッケー	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
7	バレーボール	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
8	体操	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	コーチ1,2は「体操」 コーチ3は「体操競技」「新体操」「トランポリン」、 コーチ4は「体操競技」「新体操」
9	バスケットボール	● (JBA公認C級コーチ) ◎	— ◎	● (JBA公認B級コーチ) ◎	● (JBA公認S級コーチ) (JBA公認A級コーチ) ◎	— ◎	— ◎	JBA公認C級コーチ以上の資格を有する者
10	レスリング	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
11	セーリング	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
12	ウエイトリフティング	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
13	ハンドボール	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
14	自転車競技	● ◎	— ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
15	ソフトテニス	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
16	卓球	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	公認審判員以上の審判員資格を有する者
17	軟式野球	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
18	相撲	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
19	馬術	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
20	フェンシング	● ◎	— ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
21	柔道	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	かつ全日本柔道連盟公認柔道指導者資格制度 に基づく、AまたはB指導員資格を有する者。
22	ソフトボール	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
23	バドミントン	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
24	弓道	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
25	ライフル射撃	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	かつ公益社団法人日本ライフル射撃協会認定B 級コーチの資格を有する者。
26	剣道	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
27	ラグビーフットボール	● (JRFU育成コーチ) ◎	— ◎	● (JRFU強化コーチ) ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
28	スポーツクライミング	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	山岳コーチ1~4またはスポーツクライミングコー チ1~4を有する者。
29	カヌー	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
30	アーチェリー	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
31	空手道	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	全日本空手道連盟公認地区審判員以上
32	銃剣道	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
33	クレー射撃	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
34	なぎなた	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	
35	ボウリング	● ◎	● ◎	● ◎	● ◎	— ◎	— ◎	JBCコーチ制度に基づく、レベル1コーチ、ブロン ズコーチ、シルバーコーチいずれかの資格を有 することが望ましい。
36	ゴルフ	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	— ◎	
37	トライアスロン	● ◎	— ◎	● ◎	— ◎	— ◎	— ◎	

上段・新規養成の有無 ●:新規養成が行われている資格 —:新規養成が行われていない資格
下段・当該大会競技別実施要項に定められた監督資格 ◎:実施要項に定められた資格 —:国スポ監督対象資格ではない資格

各資格の養成状況については日本スポーツ協会HPを参照 <https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html> (日本スポーツ協会HP)
※新規の養成講習会については、必ずしも毎年開催されるとは限りませんので、講習会開催予定を別途ご確認ください。
各大会における実施要項については大会HPを参照 <https://saga2024.com/> (SAGA2024 大会HP)

第78回国民スポーツ大会(佐賀県)における予選会免除対象大会

令和5年12月8日現在

◆ 第33回オリンピック競技大会(フランス/パリ)

【免除対象競技】19競技

陸上競技、水泳、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、セーリング、ウエイトリフティング、卓球、バドミントン、ライフル射撃、フェンシング、柔道、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、クレール射撃

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名	対象大会	
	No.	大会名
1 陸上競技	1	第11回アジア室内陸上競技選手権大会
	2	2024グラスゴー世界室内陸上競技選手権大会
	3	第45回世界クロスカントリー選手権大会
	4	2024トルコ世界チーム競歩選手権
	5	2024ドバイU20アジア選手権
	6	世界リレー2024
	7	2024韓国アジア投擲選手権
	8	2024ペルーU20世界陸上競技選手権大会
	9	第10回ジュニアパンパシフィック選手権(競泳)
2 水泳	10	AFC U17 Women's Asian Cup Indonesia 2024
	11	FIFA U-17 Women's World Cup Dominican Republic 2024
	12	AFC U20 Women's Asian Cup Uzbekistan 2024(3/3-16)
	13	FIFA U-20 Women's World Cup Colombia 2024(8/31-9/22)
3 サッカー	14	デビスカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
	15	ビリージーンキングカップジュニア アジア/オセアニア最終予選
	16	全仏オープン
	17	ウィンブルドン選手権
4 テニス ※1 ※1	18	ワールドカップ I
	19	ワールドカップ II
	20	ワールドカップ III
	21	オリンピック・パラリンピックアジア大陸予選
	22	オリンピック・パラリンピック最終予選
	23	シニア・U19・U23世界選手権
5 ローイング	24	男子ジュニアアジアカップ
	25	女子ジュニアアジアカップ
	26	男子アジアチャンピオンズトロフィー
	27	女子アジアチャンピオンズトロフィー
	28	バレーボールネーションズリーグ2024(男子)
6 ホッケー	29	男子U18アジア選手権
	30	男子U20アジア選手権
	31	バレーボールネーションズリーグ2024(女子)
	32	女子U18アジア選手権
	33	女子U20アジア選手権
	34	女子U16世界選手権
	35	ビーチU19世界選手権
	36	ビーチU19アジア選手権
	7 バレーボール ※1 ※1 ※1 ※1 ※1 ※1	37
38		UOQT2(3×3男子・女子)
39		OQT(3×3男子・女子)
40		FIBA3x3 U18ワールドカップ(3×3男子・女子)
41		FIBA3x3 U23ワールドカップ(3×3男子・女子)
42		FIBA U18 女子アジア選手権 2024(5×5女子)
43		FIBA U17女子ワールドカップ 2024(5×5女子)
44		FIBA女子ワールドカップ2026 プレ予選(5×5女子)
45		FIBA U18 アジア選手権 2024(5×5男子)

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名	対象大会	
	No.	大会名
9 セーリング	46	ILCA6 Women's World Championships
	47	ILCA7 World Championships
	48	iQFOiL World Championships
	49	470 World Championships
	50	49er & 49erFX World Championships
	51	プリンセスソフィア杯
	52	French Olympic Week Hyeres 2023 LAST CHANCE REGATTA
10 ウェイトリフティング	53	2024世界ユース選手権大会
	54	2024世界ジュニア選手権大会
	55	2024世界選手権大会
11 卓球	56	世界ユース卓球選手権大会
	※1	57 アジア卓球選手権大会
	※1	58 アジアユース卓球選手権大会
12 フェンシング	59	オリンピック大陸別最終予選
	60	アジア選手権大会
13 柔道	61	世界カデ柔道選手権大会
	62	世界ジュニア柔道選手権大会
14 ソフトボール	63	第17回女子ソフトボールワールドカップ-ファイナル
	※1	64 第18回男子ソフトボールワールドカップ-グループステージ
	※1	65 第2回女子U18ソフトボールワールドカップ-グループステージ
15 バドミントン	66	アジア選手権大会
	67	トマス杯・ユーパー杯
	※1	68 アジアジュニア選手権大会
16 ライフル射撃	69	ISSF FINAL OLYMPIC QUALIFICATION CHAMPIONSHIP
	70	ISSFワールドカップ・バクー大会
	71	ISSFワールドカップ・ミュンヘン大会
17 スポーツクライミング	72	IFSCスポーツクライミングワールドカップシリーズ
	※1	73 IFSCスポーツクライミング・ユース選手権
	74	IFSC-ACCクライミングアジア選手権
	75	IFSC-ACCクライミングアジアユース選手権
	※1	76 オリンピック予選シリーズ
18 カヌー	77	カヌースラロームワールドカップ第1戦～第3戦
	78	カヌースラロームジュニア・U23世界選手権大会
	79	カヌースプリントパリオリンピックアジア最終予選会
	80	カヌースプリントワールドカップ第1戦・第2戦
	81	カヌースプリントジュニア・U23世界選手権大会
19 アーチェリー	82	2024年 第1回ワールドカップ
	83	2024年 第2回ワールドカップ
	84	2024年 第3回ワールドカップ
	※1	85 2024年 第3回アジアカップ
20 空手道	※1	86 第20回アジアシニア空手道選手権大会
21 クレー射撃	87	ISSFワールドカップ・イタリア大会
	88	ISSFワールドカップ・アゼルバイジャン大会
	89	ISSF 最終オリンピック予選カタール大会
	90	ISSFワールドカップ・モロッコ大会
	91	ISSFワールドカップ・エジプト大会
	92	アジアオリンピック最終予選 アジアカレー射撃選手権クエート大会
22 ボウリング	93	23th Asian Junior Tenpin Bowling Championships
	※1	94 IBF World Bowling Championships 2024

※1 当該大会の会期が未定であることから、会期が国スポ本大会と重複しないことが確認でき次第、予選会免除対象大会として正式決定することを提案。

第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）における所属都道府県選択の事例

【凡例】

「—」 大会へ不参加

「×」 前回大会又前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

ふるさと制度の回数

「1-①」：1 回目利用の 1 年目 「1-②」：1 回目利用の 2 年目

「2-①」：2 回目利用の 1 年目 「2-②」：2 回目利用の 2 年目

【基本事例】

回・年	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2026 年
会場	栃木	鹿児島	佐賀	滋賀	青森	宮崎
A 選手	— (不参加)	— (不参加)	岡山県 (勤務地)	— ×	— ×	静岡県 (勤務地)

※A 選手の事例：

第 77 回・特別大会は不参加であったため、第 78 回大会は勤務地の岡山県で出場した。その後、第 79 回と第 80 回大会は不参加であったため、第 81 回大会は転勤先の「勤務地」である静岡県から参加した。
所属（参加）都道府県を変更するためには、原則 2 大会以上間を空けなければならない。

※注意事項

- 第 75 回大会（鹿児島県）、第 76 回大会（三重県）における参加資格等への対応
- ・既に終了している予選会等（ブロック大会含む）に参加した選手の参加資格については、全選手「不参加」として取扱い、参加申込みシステムに登録された情報については全て削除されている。
 - ・ふるさと選手の登録についても「無効」として取扱う。

【事例1：新卒業者】

※対象者：特別大会本大会に参加し、2023年度（2024年4月）以降に卒業した者
ただし、冬季大会へ出場した場合は除く。

	第75回 2020年 鹿児島	第76回 2021年 三重	第77回 2022年 栃木	特別 2023年 鹿児島	第78回 2024年 佐賀	第79回 2025年 滋賀
B 選手	— (中止)	— (中止)	広島県 (学校所在地) 広島県内の 中学校に在学	広島県 (学校所在地) 広島県内の 中学校に在学	岡山県 (学校所在地) 岡山県内の高校へ進学 【新卒業者】適用	岡山県 (学校所在地)
	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生
C 選手	— (中止)	— (中止)	広島県 (学校所在地) 広島県内の 高校に在学	広島県 (学校所在地) 広島県内の 高校に在学	岡山県 (居住地) 岡山県内の大学へ進学 【新卒業者】適用	岡山県 (居住地)
	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	大学1年生	大学2年生
D 選手	— (中止)	— (中止)	鹿児島県 (居住地) 鹿児島県内の 大学に在学	鹿児島県 (居住地) 鹿児島県内の 大学に在学	岡山県 (勤務地) 岡山県内の企業へ就職 【新卒業者】適用	岡山県 (勤務地)
	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目	社会人2年目
E 選手	— (中止)	— (中止)	山口県 (学校所在地) 山口県内の 高校に在学	山口県 (学校所在地) 山口県内の 高校に在学	— (不参加) 岡山県内の大学へ進学	岡山県 (居住地) 【新卒業者】 適用
	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	大学1年生	大学2年生
F 選手	— (中止)	— (中止)	鹿児島県 (居住地) 鹿児島県内の 大学に在学	鹿児島県 (居住地) 鹿児島県内の 大学に在学	— (不参加) 岡山県内の企業へ就職	岡山県 (勤務地) 【新卒業者】 適用
	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目	社会人2年目

※B・C・D選手の事例：

特別大会に参加し、大会終了後それぞれ中学校・高校・大学を卒業。

「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第78回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県の岡山県から参加することができる。

※E・F選手の事例：

特別大会に参加し、それぞれ高校・大学卒業後の第78回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第79回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県の岡山県から参加することができる。

→第70回大会より、「新卒業者」適用期間は2年間有効となったため、第78回大会へ不参加の場合は、第79回大会では「新卒業者」を適用して岡山県から参加することができる。

【事例2：ふるさと制度を活用する者】

※対象者：当該大会県予選（選考）会参加申込締切日までに手続きを完了した者

	第77回 2022年 栃木	特別 2023年 鹿児島	第78回 2024年 佐賀	第79回 2025年 滋賀	第80回 2026年 青森	第81回 2027年 宮崎
G 選手	大阪府 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	岡山県 (ふるさと) 1-③	岡山県 (ふるさと) 1-④	宮崎県 (勤務地) 「新卒業者」
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目
H 選手	大阪府 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	宮崎県 (勤務地) 「新卒業者」
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目
I 選手	大阪府 (学校所在地)	鹿児島県 (居住地) 「新卒業者」	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	鹿児島県 (居住地)	宮崎県 (勤務地) 「新卒業者」
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目
J 選手	広島県 (学校所在地)	広島県 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	青森県 (居住地)	岡山県 (ふるさと) 2-①
	高校2年生	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生
K 選手	大阪府 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	滋賀県 (居住地)	岡山県 (ふるさと) 2-①	岡山県 (ふるさと) 2-②
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目
L 選手	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	青森県 (勤務地) 「新卒業者」	青森県 (勤務地)
	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目	社会人2年目
M 選手	大阪府 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	岡山県 (ふるさと) 1-②	滋賀県 (居住地)	岡山県 (ふるさと) 2-①	宮崎県 (勤務地) 「新卒業者」
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目
N 選手	岡山県 (居住地)	岡山県 (居住地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	— (不参加)	岡山県 (ふるさと) 1-②	宮崎県 (勤務地)
	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目	社会人2年目
O 選手	大阪府 (学校所在地)	岡山県 (ふるさと) 1-①	— (不参加)	— (不参加)	— (不参加)	岡山県 (ふるさと) 1-②
	高校3年生	大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生	社会人1年目

G選手の事例：

特別大会では1回目の「ふるさと制度」を活用して岡山県から参加した。

第78回～第80回大会では引き続き「ふるさと制度（2～4年目）」を活用して岡山県から参加した。

第81回大会では「新卒業者」適用を活用して「勤務地」の宮崎県から参加した。

H選手の事例：

特別・第78回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第79回・第80回大会では「ふるさと制度」を解除して「居住地」の滋賀県から参加した。

第81回大会では「新卒業者」適用を活用して「勤務地」の宮崎県から参加した。

※「ふるさと制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用すること

I選手の事例：

特別大会では「居住地」の鹿児島県から参加した。

第78回・第79回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第80回大会では「ふるさと制度」を解除して「居住地」の鹿児島県から参加した。

第81回大会では「新卒業者」適用を活用して「勤務地」の宮崎県から参加した。

J選手の事例：

第78回・第79回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第80回大会では「ふるさと制度」を解除して「居住地」の青森県から参加した。

第81回大会では2回目の「ふるさと制度（1年目）」を活用して岡山県から参加した。

K選手の事例：

特別・第78回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第79回大会では「ふるさと制度」を解除して「居住地」の滋賀県から参加した。

第80回・第81回大会では2回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

※「ふるさと制度」の適用は、前回または前々回と異なる都道府県から参加する場合は、原則2大会以上間をあけなければならないという条件に優先して適用される。

L選手の事例：

第79回大会では1回目の「ふるさと制度」を活用して岡山県から参加した。

第80回大会では「新卒業者」適用を活用して「勤務地」の青森県から参加した。

※「新卒業者」の例外適用は、「ふるさと制度」の2年以上連続して活用という条件に優先して適用される。

M選手の事例：

特別・第78回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目・2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第79回大会では「ふるさと制度」を解除して「居住地」の滋賀県から参加した。

第80回大会では2回目の「ふるさと制度（1年目）」を活用して岡山県から参加した。

第81回大会では「新卒業者」適用を活用して「勤務地」の宮崎県から参加した。

注）M選手は「ふるさと制度」を2回活用したため、第81回大会以降は「ふるさと制度」を活用できない。

※「ふるさと制度」の適用は、前回または前々回と異なる都道府県から参加する場合は、原則2大会以上間をあけなければならないという条件に優先して適用される。

※「新卒業者」の例外適用は、「ふるさと制度」の2年以上連続して活用という条件に優先して適用される。

N選手の事例：

第78回大会では1回目の「ふるさと制度（1年目）」を活用して岡山県から参加した。

第79回大会はケガのため不参加。

第80回大会では1回目の「ふるさと制度（2年目）」を活用して岡山県から参加した。

第81回大会では「勤務地」の宮崎県から参加した。

O選手の事例：

特別大会では1回目の「ふるさと制度（1年目）」を活用して岡山県から参加した。

第78回～第80回大会はケガのため不参加。

第81回大会では1回目の「ふるさと制度（2年目）」を活用して岡山県から参加した。

※「ふるさと制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなければならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと制度」を選択して参加すれば1回目の継続活用となる。

※都道府県選択方法を変えなければ、ふるさとの1回目の制度利用が続く。

国民スポーツ大会参加資格違反の事例（県予選・ブロック大会含む）

【下記の事例はすべて参加資格違反となります】

	事 例	理 由
1	高知県の高校を卒業し、岡山県内のS大学に進学した。住民票は高知県のままだが、生活の拠点が岡山県なので、岡山県から出場する。	「居住地を示す現住所」の条件は当該大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで引き続き住民登録等による住所を有し、かつ実際に日常生活をしている場所となる。
2	現在大学生で、実際の生活拠点は岡山県だが、住民登録は出身の高知県のままなので、高知県から出場する。	
3	島根県の高校を卒業し、岡山県内のT大学に進学した。しかしT大学の寮は兵庫県にあるため、住民登録は兵庫県にて登録したが、T大学が岡山県内に所在するので、岡山県から出場した。	大学生は成年種別であるため、学校所在地という選択はない。 ※学校所在地は少年種別のみ
4	通信制高校でありながら、週4日通学している。この学校の所在地である東京都から出場した。	少年種別の学校所在地は学校教育法第一条に規定する学校であり、通信制学校は規定する学校に該当しないことから、学校所在地での参加はできない。
5	広島の高校に進学し、高1時に広島県選手として国スポに参加した。高1の3月に生徒単身で岡山県内の高校に転校したため、高2は岡山県から出場する。	この場合は、一家転住ではないので、前回・前々回と異なる都道府県からは出場できない。
6	成年男子の選手としての参加と同時に、少年男子の監督として参加をする。	「選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る」となっているため、参加はできない。
7	大学院・専門学校を卒業し、「新卒業者」の例外適用を活用して前回大会とは異なる都道府県から出場する。	「新卒業者」の例外適用が活用できるのは、学校教育法第一条に規定される学校であり、大学院・専門学校はあてはまらない。
8	岡山県の中学校を卒業し、京都府の高校を卒業後、東京の大学へ進学し、卒業中学校所在地の岡山県をふるさととして登録し出場。その後、高校所在地の京都府にふるさとを再登録し出場する。	ふるさと登録は、卒業小学校・中学校又は高校の所在地のいずれか1都道府県しか登録できないので、1度登録した都道府県は変更できない。
9	広島県の実業団チームに所属しており、広島県代表として国スポ出場した翌年にチーム廃部となったため、岡山県内の別のチームへ移籍し岡山県代表として国スポに出場する。	前回又は前々回と異なる都道府県から出場する場合は、原則2大会以上あけなければならないという原則に違反する。

※上記は事例です

○国民スポーツ大会参加申込に係る資格確認チェック表

No	点検・確認内容	注意事項	チェック
1	参加資格について、競技団体から参加者及びチームに対し周知徹底を行う。	参加資格説明会の開催や、参加資格の解説を配布すること。	
2	参加者より提出された参加資格確認書の内容を確認し、参加申込システムへの入力を行う。	過去大会の参加状況や参加資格等について確認すること。	
3	ふるさと選手制度活用者がいる場合には、県予選会までに書類を整える。	該当者がいる場合には、書類を整え県スポーツ協会へ提出すること。 また、2度目以上の者については、使用回数等を把握すること。	
4	ふるさと選手制度活用希望者（初年度）は以前に岡山県以外でふるさと登録をしていないか確認し、書類に記入させる。	卒業小学校・中学校・高校が岡山県と他都道府県の場合には、これまでに他都道府県で登録していないか本人に確認すること。	
5	前回・前々回大会における参加都道府県。	本大会のみではなく、都道府県予選会やブロック大会からの参加の有無を確認すること。	
6	前回・前々回大会において他県から出場している場合は例外適用を確認する。	新卒業者・結婚離婚・一家転住・ふるさと・震災特例。 ※該当する例外があった時期と経緯に注意すること	
7	居住地・勤務地・学校所在地を選択して参加する場合の参加資格確認。	当該年度の4月30日以前から引き続き継続していること。 住民票の所在・勤務の有無・通学の有無の確認を行うこと。	
8	ふるさと選手制度活用者の再チェック。 ※中プロ・本大会時のエントリーは県予選会等で敗退し、代表にならなかった選手も記載すること。	参加申込する一覧には、県予選会等から全ての選手が含まれているか確認する。 予選会・ブロック大会で敗退した場合も、その年度の使用とカウントするため、必ず入力すること。	
9	例外適用者の資格確認。	新卒業者・結婚離婚に係る者・一家転住・ふるさと登録または解除・東日本大震災に係る特例の詳細を確認すること。	
10	参加申込み締切日までに、アンチ・ドーピング教育を受講していること。	県スポーツ協会が別途定める、「アンチ・ドーピング教育義務化研修会」開催要項に従い受講すること。	

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明(2023年12月8日)

西暦2024年に開催する第78回国民スポーツ大会実施要項後則15参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準における各項目の解釈については、下記の通りとする。

また、本資料に定めのない事項・内容・解釈については、別途公益財団法人日本スポーツ協会(以下、日本スポーツ協会)国民スポーツ大会委員会において決定する。

(注) ①特別競技については、下記及び競技別要項の定めによる。公開競技については、各競技別要項の定めによる。

②下記に示すもの他、競技によっては更に限定する場合があるため、各競技別実施要項を参照のこと。

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
<p>(1) 参加資格</p> <p>A 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。</p> <p>日本国籍を有しない者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。</p>	<p>・ 継続的に日本に居住し、且つ日本国籍を有する期間については、下記(本資料の頁から)「(2)所属都道府県」に定める各期間とする。</p>	<p>「永住者」「特別永住者」を含む(注)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国スポに参加するに当たり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。</p>
<p>(7) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」に定める特別永住者(以下、「特別永住者」を含む)及び「特別永住者」を含む。</p>	<p>・ 「永住者」「特別永住者」を含む以外の外国籍競技者の「在留資格」の考え方は、下記(※)の通りとする。</p>	<p>「永住者」「特別永住者」を含む(注)については、一部競技に設けられている外国籍競技者に対する参加制限に抵触しない等、国スポに参加するに当たり日本国籍を有する者と同様の取り扱いとなることを指す。</p>
<p>(4) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者</p> <p>a 「学校教育法(第1条)に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、18歳未満に達し、且つ「特別永住者」に該当していること。</p> <p>b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していること。</p>	<p>・ 本号(イ)及び(ウ)のいずれも「学校教育法(第1条)に規定する学校(以下「第1条校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校を指す)に在籍していること。</p> <p>・ 大会実施要項(都道府県大会を含む)が定める参加申込締切日の1年以上前から、継続して第1条校に在籍していること。</p>	<p>過去2年の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合には国スポに参加できず、第90回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍資格が1年以上経過した場合は参加できない。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。</p>
<p>(7) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者</p> <p>a 少年種別年齢域に該当し、且つ前号(イ)に該当している者であること。【2】</p> <p>b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。</p>	<p>・ 過去2年の在留資格が、成年種別年齢域に該当する高等学校等の在籍者は、大会に在籍する「留学」の取り扱いに準じ、参加することはできない。</p>	<p>過去2年の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合には国スポに参加できず、第90回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍資格が1年以上経過した場合は参加できない。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。</p>
<p>【注】上記(イ)において、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。</p>	<p>・ 過去に前号(イ)に該当していた者であっても、現在専修学校(専門学校)に在籍している場合は、「永住者」「特別永住者」を含む以外に国スポに参加できない。【3】</p>	<p>過去2年の在留資格が、成年種別年齢域での「留学」のみの場合には国スポに参加できず、第90回大会(2004年)以前に第1条校に在籍していた者については、在籍資格が1年以上経過した場合は参加できない。ただし、過去の在留資格が成年種別年齢域での「留学」のみの場合を除く。</p>

<p>Q.1(1) 参加資格「永住者」(特別永住者)を含む(注)については、日本国籍を有する者と同様に参加できる。</p> <p>A.1 在留資格が「永住者」「特別永住者」(特別永住者)を含む(注)の方については、日本国籍を有する者と同様に参加できる。従って、特に(1)参加資格「永住者」(特別永住者)に在籍している者についても参加できる。</p> <p>Q.2 (1) 参加資格「永住者」(特別永住者)に該当している者については、大会参加から、その後日本で就職した外国籍の者は、(1)参加資格「永住者」(特別永住者)に該当している者として参加できる。ただし、大会参加から来日し、その後就職した方については、(1)参加資格「永住者」(特別永住者)に該当している者として参加できない。なお、「永住者」「特別永住者」(特別永住者)を除く外国籍の者の参加条件として、「第1条校」に1年以上在籍(成績簿第90回大会以前に在籍していた者)は必要だが、現在、大学(大学院を含む)や専修学校(専門学校)に在籍する方については、「第1条校」に1年以上在籍(成績簿があっても参加できない)である。</p> <p>Q.3 現在の在留資格が「家族滞在」「留学」以外の方ですが、国スポに参加できるでしょうか。本資料記載以外の在留資格の者については、日本スポーツ協会において、当該の在留資格及び我が国における活動内容等を助産した上で、参加の可否を判定いたします。所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて、日本スポーツ協会へお問合せください。</p> <p>Q.4 成年種別に少年種別年齢域の選手が出場できる競技の場合、日本国籍を有しない者の出場要件は「少年種別年齢域」と「成年種別年齢域」のどちらが適用されますか。参加資格を判断する際は、当該年4月1日時点で「少年・成年種別年齢域」のどちらに属しているかによって判断することとなり、どちらの種別に出席するか、高校生であるかなどは必要とありません。</p> <p>Q.5 中学生の時「第1条校」に1年以上在籍(成績簿がある場合)、高校1年生でも国スポに参加できるでしょうか。中学生の時「第1条校」に1年以上在籍(成績簿がある場合)、国スポに参加できます。</p>
--

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及ひ年齢基準等の解釈・説明 (2023年12月8日)

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1) 参加資格		
イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。		
ウ 第77回又は2023年開催の特別大会(都道府県大会及びフットボール大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第77回又は2023年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。	<ul style="list-style-type: none"> 第77回大会とは、2022年に開催された各季大会 <ul style="list-style-type: none"> →冬季大会(秋田県・栃木県) →特別大会とは、2023年に開催された各季大会 <ul style="list-style-type: none"> →冬季大会(岩手県・秋田県/木下大会(鹿角島県)) 	
(7) 成年補別	<ul style="list-style-type: none"> a 「学校教育法」(第134条)に規定する学校を卒業した者 <ul style="list-style-type: none"> [注] 当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。 b 結婚又は離婚に係る者 <ul style="list-style-type: none"> [注] 当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。 c ふるさと選手制度を活用する者 <ul style="list-style-type: none"> (別記1)国民スポーツ大会ふるさと選手制度「による。」 [注]別記3「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。 d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 <ul style="list-style-type: none"> (別記5「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> 特別大会参加者:2023年度以降(冬季大会は2022年度以降)に卒業した者 第77回大会参加、特別大会不参加者:2022年度以降(冬季大会は2021年度以降)に卒業した者 ここでいう「第1条校」とは、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学(大学院を除く)を指す。以下、第1条校については同じ解釈を適用する。 「学校教育法」(第134条)に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」(第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」(第1条(10))【参考】参照)を満たす学校については、第1条校と同様に扱うとする。 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> 特別大会参加者:2023年5月1日以降、2024年4月30日まで(冬季大会は2022年5月1日から2023年4月30日まで)に法的手続きを完了した者【4】 第77回大会参加、特別大会不参加者:2022年5月1日以降、2021年4月30日まで(冬季大会は2021年5月1日から2020年4月30日まで)に手続きを完了した者 所定の方法により、都道府県大会の参加申込締切日までに「ふるさと」になる都道府県を登録しがいなければならない。【5】 左記「注」については、日本オリンピック委員会(以下、「JOC」)及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修正したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。【6】 後記の別記5の12.特例の内容(2)の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	<p>【4】 2024年4月30日(冬季大会は2023年4月30日)以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていない場合、2024年5月1日(冬季大会は2023年5月1日)以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例(「国内移動選手の別限」)に抵触しないを適用できない。</p> <p>【5】 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。</p> <p>【6】 JOCが実施するものと別別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 後記の別記5の12.特例の内容(2)の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

Q.1 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者として選抜して選手及び監督として参加すること。また、「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

Q.2 「ふるさと選手制度」を活用したい場合は、どのように手続きをすればよいですか。

A.1 国民スポーツ大会又は卒業中等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選抜し、選手及び監督となるためには、当該都道府県の競技団体と体育・スポーツ協会へお問合せください。なお、所属都道府県については、下記(2)「所属都道府県」において、参加条件を満たすこととなります。

A.2 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として選抜し、選手及び監督となる場合は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として登録し、選手及び監督として参加することとなります。また、「ふるさと選手制度」の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、活用できる回数は2回までとなります。

※ 少年補別と共通する内容については、3頁をご参照ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
(1)参加資格		
(イ) 少年種別		
a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者 【注】当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。 特別大会参加者：2023年度（冬季大会は2022年度）に卒業した者 第77回大会参加、特別大会不参加者；2022年度以降（冬季大会は2021年度以降）に卒業した者 「学校教育法」第134条に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条（10頁【参考】参照）を満たす学校については、並びに各校と同様に扱われるものとする。 後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たす場合に限る。【注】 特別大会参加者：2023年5月1日以後、2024年4月30日まで（冬季大会は2022年5月1日から2022年4月30日まで）に法的手続きを完了した者 第77回大会参加、特別大会不参加者；2022年5月1日以後、2024年4月30日まで（冬季大会は2021年5月1日から2023年4月30日まで）に手続きを完了した者 転居先及び転居先都道府県における代表選手状況により、所定の手続きを行わなければならない。【8】 特別大会参加者：特別大会終了後（2023年10月以降、冬季大会は2023年1月又は2月以降）、第78回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 第77回大会参加、特別大会不参加者；第77回大会終了後（2022年10月以降、冬季大会は2022年1月又は2月以降）、第78回大会都道府県予選会までに手続きを完了した者 	<p>【7】 2024年4月30日（冬季大会は2023年4月30日）以前から後記の(2)「所属都道府県」に示す条件を満たしていない場合も、2024年5月1日（冬季大会は2023年5月1日）以降に法的手続きを行った場合は、「結婚又は離婚に係る者」の特例（「国内移動選手の制限」）に抵触しないを適用できない。</p> <p>【8】 所定の手続きについては、10頁（別記2「一家転住等」）に伴う特例措置「1-3」を参照すること。</p>
b 結婚又は離婚に係る者 【注】当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。		
c 一家転住に係る者 （別記2「一家転住等」に伴う特例措置）による。） 【注】当該要件発生效后、初めて参加する者に限る。		
d JOCエリートアカデミーに在籍する者 （別記3「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特例措置）による。）	<ul style="list-style-type: none"> JOC及びJOCエリートアカデミーが、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。【9】 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していないと見てはならない。【10】 	<p>【9】 JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p> <p>【10】 「本大会終了時」とは大会終了時（本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時）を指す。</p>
e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者 （別記5「東日本大震災に係る選手の参加資格の特例措置」による。）	<ul style="list-style-type: none"> 後記の別記5の「2.特例の内訳②」の【特例の対象者】に示す条件を満たす場合に限る。 	

Q.1 実業団チームの解散や、転居に伴う住所の移動等、諸事情により、所属の都道府県が変わった場合も、前回参加した都道府県と異なる都道府県から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.1 2大会以上の間を置かなくてはなりません。

ただし、(1)参加資格（ア）もしくは(イ)に該当する方については、2大会の間を置かなくても異なる都道府県から参加できます。

Q.2 2023年度に「大学院生を修了したが、大学院生は「新卒業者」の対象となるのでしょうか。また、大学を中退した者は「新卒業者」となるのでしょうか。

A.2 国スポにおいては、大学院修了者、及び大学を中退された方については、「第1高校を卒業した者」（「新卒業者」の対象としておりません。

※ 成年種別（2頁参照）と共通する内容となります。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
(1)参加資格		
エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。	<ul style="list-style-type: none"> 種別が異なる場合は認めない。(例)「成年男子の選手」と「成年女子の監督」や、「少年男子の監督」と「少年女子の監督」[11] この項は、都道府県大会、プロック大会、本大会の各大会単位で適用される。[12] 具体的な選手及び監督の参加人員については、「国民スポーツ大会開催基準要項 種別別国民スポーツ大会実施競技及び参加人員」に基づく。 冬季大会とは、スケート競技会、アイスホッケー競技会、スキー競技会を指す。 第78回大会において、例えば、冬季大会はスケート競技、本大会は自転車競技に参加することができる。 冬季大会、本大会を通じて、同一都道府県からの参加とする。 	<p>[11] 監督が種別共通で派遣される競技、種別においては、この限りでない。</p> <p>[12] 大会が異なる場合は、選手と監督で、それぞれ異なる種別への参加を認める。(例)プロック大会(成年男子)の監督(少年女子)の監督(成年女子)の監督(一部競技を除く)種別への参加を認める。(例)プロック大会(成年男子)の監督(本大会)「取選手(本大会)「成年女子の監督」(一部競技を除く)</p>
オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ「競技」に限り参加できる。		
カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加すること		
キ 選手、監督及び本都府県所属のスポーツクラブ及びアスレチッククラブのメンバーは、大会参加前の1年以内(公益財団法人日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講し、「国又は本都府県所属のアンチ・ドーピング教育履歴」に記載した者であること。		
ク 上記のほか、選手については次のとおりとする。		
(ア) 都道府県大会及びプロック大会に参加し、これを助成した者であること。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県大会 [13] 都道府県大会の開催方法等(運送方法、運送基準等)については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体で決定し、都道府県大会要項要項等に明示すること、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。 プロック大会 [13]、[14] 本大会に会っての都道府県が参加できる競技種目・種別を除き、各都道府県の代表は、都道府県大会により選考した代表をもってプロック大会に参加し、これを助成しなければならぬ。 「都道府県大会及びプロック大会」に参加し、当該大会で定める参加申込書提出締切時刻に参加資格等を確認し、参加者として確定した時点を指す。 	<p>[13] 都道府県大会及びプロック大会の免除 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が決定した予選会免除対象大会の参加選手及び別府(トップアスリート)の国民スポーツ大会参加資格の特例措置の適用を受ける者については、当該競技の子選会に参加しなくても、当該中に限り、都道府県代表選手として本大会(プロック大会)へ出場できる。</p> <p>ただし、プロック大会実施競技種目・種別における本大会への参加は、当該都道府県代表選手又はチームがプロック大会に参加し、本大会参加資格を獲得している場合とする。</p> <p>また、都道府県代表選手の選考にあたっては、免除対象者の取扱いを含め事前に当該都道府県内で協議の上、周知徹底を図ること。</p>
(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること		
(ロ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。		
ケ 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(監督)に限り、監督が本都府県所属の選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 選手を派遣する各都道府県体育・スポーツ協会、同競技団体の責任のもと、健康診断を実施すること。 選手が監督を兼任する場合(同種)に限り、また、監督を兼任する場合は、交代後の監督についても条件を満たす公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有していなければならない。[16] 	<p>[14] プロック大会における本大会参加枠の考え方 プロック大会を経て本大会へ出場する都道府県を決定する競技種目・種別は、「都道府県」が本大会への出場権を獲得したものであり、「個人」が獲得したのではない。したがって、本大会にはプロック大会に参加した者に代えて、都道府県大会の同一種別に参加した者を参加させることができる。(一部競技を除く)</p> <p>[15] 2024年4月1日(冬季大会は2023年10月1日)時点で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が2025年3月31日(冬季大会は2024年3月31日)以降であること。</p>

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

- Q.1-1 私はスケート競技、自転車競技、陸上競技を行っているのですが、これらすべての競技に参加できますか？
- A.1-1 上記(1)参加資格一が「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会において、冬季大会はそれぞれ競技に限り参加できる。」と記載の通り、スケート競技は冬季大会実施競技、自転車競技及び陸上競技は本大会実施競技のため、本大会については、自転車競技または陸上競技のいずれかを選択する必要がありますが、スケート競技は陸上競技(競走)のいずれかとなります。
- Q.1-2 第78回冬季大会はスケート競技、第78回本大会は自転車競技に参加する場合、スケート競技はA県から、自転車競技はB県からのように、異なる県から参加できますか？
- A.1-2 上記(1)参加資格一が「選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、第78回冬季大会及び第78回本大会は同一の都道府県からのみ参加できます。つまり、スケート競技及び自転車競技は、都道府県予選会から含めて、両競技ともA県から、または両競技ともB県からの参加となります。
- Q.2 同一競技・種別において異なる種目に出場することは可能ですか？
- A.2 一方で出場する全ての種目において予選会から含め、大会に参加できることなど、条件付となりますので、必ず当該中央競技団体に参加条件を確認したうえで参加してください。
- Q.3 ゴルフ競技でA県及びB県に参加し、本大会にはどちらかを選択して参加できますか？
- A.3 上記(1)参加資格一が「回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。」と記載の通り、予選会から含めて1つの都道府県からしか参加できません。
- Q.4 ホッケー競技において、成年男子の選手としてブロック大会に参加したが敗退したため、本大会で少年男子の監督として参加できますか？
- A.4 上記(1)参加資格一が「選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。」と記載の意味は、都道府県予選会、ブロック大会、本大会の各大会単位で適用されるため、参加できます。(一部競技を除く)
- Q.5 都道府県大会とブロック大会に、必ず参加しないと本大会に参加できないのでしょうか。ブロック大会で佳我をした選手の代わりに本大会に参加できないのでしょうか。
- A.5 原則として、都道府県大会については、競技会、選考会、推薦制度等、当該都道府県競技団体が定め都道府県代表となるための予選(手続き)に必ず参加しなくてはなりません。しかし、ブロック大会から本大会への出場権については、当該都道府県が獲得したものであることから、ブロック大会に参加した選手に代わって本大会に参加することは可能です。(一部競技を除く)ただし、交代する選手は、都道府県代表となるための予選(手続き)に参加していることが条件となります。
- Q.6 予選会の免除があると聞きましたが、
- A.6 日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会が免除対象大会として認めたオリンピック競技大会等の国際大会等の国際大会代表選手及び別記(1)トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置の適用を受ける者については、予選会免除対象者として取り扱われることができます。免除対象大会及び対象者については、各競技により異なりますが、各競技については、各競技の団体にお問い合わせください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
②所属都道府県		
所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合作を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。		
ア 成年種別		
(7) 居住地を示す現住所	<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている所を指す。[16]、[17] 2024年4月30日以前(冬季大会は2023年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。[18] 	<ul style="list-style-type: none"> [16] 「住所を有し」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出をしていることをいう。 [17] 「日常生活」とについては、別紙「日常生活及び併したる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。 [18] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会:2024年10月15日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。 [19] 「主たる勤務実態」とについては、別紙「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準に基づき認定する。 [20] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会:2024年10月15日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(7) 勤務地	<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月30日以前(冬季大会は2023年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。[19]、[20] 所定の方法により、「ふるさと」を登録しなければならず、[21] 左記「住」については、JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修正したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。[22] 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 	<ul style="list-style-type: none"> [21] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。 [22] JOCが実施するものとは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。
※ 「居住地を示す現住所」「勤務地のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から大会終了時(2024年10月15日)まで、引き続き当該場合は、それぞれ居住又は勤務して、なければならず、ただし、次の者はこの限りではない。		
【成年種別】		
a 別記1「国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者		
b 別記1「専ら日本企業に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける場合		

Q.1 「居住地を示す現住所」について、現在、20歳の大学生で、実際に住んでいる場所は学校所在地のA県ですが、住民登録(住民票)はB県です。A県とB県のどちらからでも参加できるでしょうか。
A.1 A県、B県とも「居住地を示す現住所」としての条件を満たしておらず、どちらからも参加することはできません。
「居住地を示す現住所」の条件は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、住民登録等による住所を有し、なおかつ、実際に日常生活をしている場所となります。

Q.2 私はA県にある大学に進学する学生で、「居住地を示す現住所」はB県です。この場合、大学の所在地はA県から参加することができますか。
A.2 大学の所在地を指し、A県から参加することはできません。
「大学の所在地」は所属都道府県の条件に当てはまりません。

Q.3 私はA県に本社所在地を置く会社に所属していますが、実際の勤務先は本社所在地であるB県ですが、それとも、実際の勤務先である本社所在地のB県ですか。
A.3 「勤務地」の解釈は、当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以前より大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務活動を行っている所在地(会社、事務所等の勤務場所)となります。

Q.4 勤務地には、上記(2)「所属都道府県の条件を満たせば、その都道府県から参加してもよい」とありますが、上記(2)「所属都道府県の条件を満たす都道府県」のいずれか1都道府県のみから参加することはできますか。
A.4 冬季大会及び本大会にはそれぞれ競技に限り参加できませんが、回数を同じくする大会において、また、前回出場大会と異なる都道府県から参加する場合には、原則として都道府県予選会を各大会以上の間を隔ててはなりません。【上記(1)参加資格一カ参照】

Q.5 上記(2)「所属都道府県」の(7)に記述されている成年種別年齢種別選手の「ふるさと」は、どのような内容ですか。
A.5 養育小学校、養育中学校又は養育高等学校所在地の都道府県を「ふるさと」として、所属都道府県を選択できる制度です。
詳細は、下記別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」をご参照ください。
※成年種別年齢種別の選手でJOCエリートアカデミーを修正した者、または同アカデミーに在籍する者については、下記別記3「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特例措置をご参照ください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2023年12月8日)

② 所属都道府県		解釈・説明		備考、補足	
項目	内容	項目	内容	項目	内容
イ	(7) 居住地を示す現住所		<ul style="list-style-type: none"> 住所を有し、かつ日常生活をしている者を指す。 [23]、[24] 2024年4月30日以前(冬季大会は2023年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続きこの2つの条件を満たしていること。 [25] 		<p>[23] 「住所を有」とは、当該都道府県へ住所に関する届け出があるいは外国人登録をしていることをいう。</p> <p>[24] 「日常生活」とについては、別掲「日常生活」及び「主たる勤務実態の判断基準」に基づき認定する。</p> <p>[25] 「本大会終了時」とは大会終了時(本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。また、当該期間において、異なる都道府県に住所に関する届け出をした場合、「居住地を示す現住所」とはならない。</p>
	(8) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地 (以下「学校所在地」という。)		<ul style="list-style-type: none"> 2024年4月30日以前(冬季大会は2023年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き通学している学校の所在地を指す。 [26] 「学校教育法」第14条に規定する「各種学校のうち、[「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(10頁【参考】参照)を満たす学校については、第1条と同様に扱うものとする。 下記の者は学校所在地から参加することはできない。 [27]～[29] <ul style="list-style-type: none"> (1) 休学中の者 (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者 2024年4月30日以前(冬季大会は2023年4月30日以前)から本大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、現に主たる勤務実態を有する会社等の所在地を指す。 [30]、[31] 		<p>[26] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p> <p>[27] 全日制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「学校所在地」のいずれかから参加できる。(勤務地の所属選択はできない。)</p> <p>[28] 定時制の課程に在籍する生徒は、「居住地」、「学校所在地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。</p> <p>[29] 通信制の課程に在籍する生徒は、「居住地」又は「勤務地」のいずれかから参加できる。(「学校所在地」の所属選択はできない。)</p>
	(9) 勤務地		<ul style="list-style-type: none"> JOC及び当該中央競技団体が「JOCエリートアカデミー」に在籍することを認める者を対象とする。 [32] 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍している者については、[33] JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の国又は県予選会に参加しに選択した所属都道府県を尊重することはできない。ただし、前回の大会から2大会の期間を越えた場合はこの限りではない。 [34] 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。 		<p>[30] 「主たる勤務実態」とは別掲「日常生活」及び「主たる勤務実態の判断基準」に基づき認定する。</p> <p>[31] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p> <p>[32] JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p> <p>[33] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会：2024年10月15日、冬季大会：各競技会終了時)を指す。</p> <p>[34] 左記の解釈は、上記(1)「参加資格(エリートアカデミー)」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。</p>

※ 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2024年4月30日以前から大会終了時(2024年10月15日)まで、引き続き当該都道府県に、それぞれ居住、勤務、又は通学してなければならぬ。ただし、次の者はこの限りではない。

【少年種別】

a 別掲2「一家転住」に伴う特例措置①の適用を受ける者

b 別掲2「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別掲「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

Q.1 少年種別における「居住地」及び「勤務地」と成年種別における「居住地」を示す現住所]及び「勤務地」]と成年種別における「居住地」を示す現住所]及び「勤務地」]との解釈は異なりますか。

A.1 異なります、同一です。

Q.2 「第1条の学校所在地」(「学校所在地」としての条件を勘定してください)。

A.2 当該大会開催年4月30日以前から本大会終了時まで引き続き通学している学校(第1条の学校)の所在地です。ただし、次の者は「学校所在地」から出場することはできません。

(1) 休学中の者 / (2) 通信による教育を行う課程に学んでいる者 / (3) 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者

また、国等における所属都道府県の解釈は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、特別支援学校、特別支援学校を指します。

なお、「学校教育法」第14条に規定する「各種学校のうち」(「学校教育法」第47条、「学校教育法」第56条、並びに「学校教育法施行規則」第1条(中学校設置基準)及び「高等学校設置基準」を含む)を満たす学校については、第1条と同様に扱うものとします。 [10頁【参考】参照]

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考・補 足
(3) 選手の年齢基準		
ア 選手の年齢基準については、下記を原則とする。		
(イ) 成年種別に参加する者は、2006年4月1日以前に生まれた者とする。	<ul style="list-style-type: none"> 選手の参加資格及び所属都道府県については、競技ごとに定める種別の年齢区分に属するか、左記の年齢基準の及びその区分に基づくものとする。〔35〕 冬季大会については、2005年4月1日以前に生まれた者に生まれ、夏季大会については、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。 冬季大会については、2005年4月2日以前に生まれた者に生まれ、夏季大会については、2005年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者に生まれた者とする。 冬季大会については、2023年4月1日を基準とする。 <ul style="list-style-type: none"> 高校生、中等専門学校生であつても少年種別の年齢基準を越えた者は少年種別に参加する。 <ul style="list-style-type: none"> （例）高校定時制4年生、高等専門学校1年生以上等に成年種別に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔35〕 2005年4月1日以前（冬季大会は2005年4月1日以前）に生まれた者は、「居住地を示す現住所」「勤務地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地のうちいずれかの参加資格を満たす都道府県から参加するものとする。 陸上競技成年種別・共通（4×100mリレー、男女混合4×400mリレー）、水泳水球女子種別、水球女子種別、アイスホッケー、サッカ、成年女子種別、スケート（成年男子種別、成年女子種別）、スノーボード（成年男子種別、成年女子種別）、自転車（成年男子種別、成年女子種別）、ボウリング、柔道女子種別、レスリング、フェンシング、空手道、柔道、柔道女子種別、カヌー、カヌー女子種別、射撃（成年男子種別、成年女子種別）、ゴルフ（成年男子種別、成年女子種別）、ラグビーフットボール（成年男子種別、成年女子種別）、バレーボール（成年男子種別、成年女子種別）、バドミントン、テニス、卓球、乗馬、フencing、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ <ul style="list-style-type: none"> ※2010年1月1日から2010年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 <ul style="list-style-type: none"> スキー、スケート ※スキー、スケート競技については2008年4月2日から2009年4月1日までで生まれたものとする
イ 日本スポーツ協会が特に設ける場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設け定めることができる。ただし、年齢の下限は中学3年生（2009年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者）とする。	<ul style="list-style-type: none"> 第78回大会において中学3年生が参加できる競技は次の通り。 <ul style="list-style-type: none"> 【本大会】 <ul style="list-style-type: none"> 陸上競技、水泳（競泳、飛込、アーチボウ、カヌー、水球【女子】、オープンウォータースタンド）、サッカー、アーチェリー、テニス、バドミントン、レスリング【少年男子】※、セーリング、ソフトテニス、卓球、乗馬、フencing、バドミントン、ライフル射撃（ビームレスト）、スノーボード、カヌー、カヌー、アーチェリー、ボウリング、ゴルフ ※2010年1月1日から2010年4月1日までの間に生まれた者は除く 【冬季大会】 <ul style="list-style-type: none"> スキー、スケート ※スキー、スケート競技については2008年4月2日から2009年4月1日までで生まれたものとする 	

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。		
Q.1 私は高校を1年間留年して、現在19歳の高校生です。私が国ス社に参加するにあたっては、成年種別ですか、それとも少年種別ですか。		
A.1 成年種別からの参加となり、学校の所在地は選択できません。国ス社においては、年齢のみを基準として、成年あるいは少年の種別を区分しています。		
Q.2 サッカーの男子については、17歳（当該年1月1日現在）を基準として少年種別と成年種別を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の考えや、条件はどうなりますか。		
A.2 上記(3)「選手の年齢基準」アーチ(イ)に記載の通り、17歳を区分している種別へ参加している種別へ参加する者の年齢計算は、2023年4月1日を基準として年齢を区分しています。また、サッカーとゴルフの女子種別等は、成年と少年の区分がありません。所属都道府県の種別区分も年齢に基づいて区分しています。つまり、サッカー・成年男子及び女子種別、またゴルフの女子種別についても、2006年4月2日以前に生まれた者は少年種別の所属都道府県の条件（「第一本校の所在地」、「勤務地」、「JOCエリートアカデミー」に係る選手の参加資格の特例措置）に定める小学校の所在地となり、2006年4月1日以前に生まれた者は、成年種別の所属都道府県の条件（「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「ふるさと」）となります。		
Q.3 上記(3)「選手の年齢基準」イの解釈・説明に記載されている競技以外では、中学3年生は参加できないのでしょうか。		
A.3 できません。中学3年生が参加できる競技については、日本スポーツ協会及び当該競技団体の調査・審議のうえ、安全面等を確認し、関係機関・団体との合意を得てから、決定することとなります。		
Q.4 上記(4)「前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する」とありますが、疑義が生じた場合、自分の参加資格を確認するためには、どこへ問合せをしたらよいのでしょうか。		
A.4 詳細については確認したい場合には、都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。都道府県体育・スポーツ協会がその可否を決定する。日本スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。		

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項目	解釈・説明	備考・補足
別記1「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」		
(1) 成徳県民スポーツ大会ふるさと選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項「国民スポーツ大会開催基準要項第1号及び第10項(選手(参加資格及び年齢基準等))」に基づき、下記いずれかの要項を満たした都道府県から参加することである。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度は、監督として参加する者(ただし、選手を兼任する者は除く)には適用されない。 ・ ここでいう「成年種別」とは、上記(3)「選手の年齢基準」(ア)～(ブ)(本大会:2006年4月1日以前に生まれた者、冬季大会:2005年4月1日以前に生まれた者)A)に該当する者とする。 	
ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「卒業小学校」「卒業中学校」「卒業高等学校」は第1条(本校)であること。ただし、「学校教育法」(第134条)に規定する「各種学校」のうち、「学校教育法」第47条及び第56条、並びに「学校教育法施行規則」(第10頁)(参考)を踏まえ、学校に於いては、第1条(本校)と同様に扱うものとする。 ・ 下記の者はその学校所在地を「ふるさと」として参加することはできない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 通信による教育を行う課程を卒業した者 (3) 高等学校の専攻科、別科を卒業した者 	
(2) 「ふるさと」は、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水住居者」(特別永住者を含む)については、日本国籍を有する者と同様に扱う。 ・ 「日本国籍を有する者及び永住者」に該当しない者については、2024年4月30日(冬季大会は2023年4月30日)以前から、本大会終了時まで継続的に日本に滞在していること。また、諸事情により、一時的に日本を離れる場合にあっても、締日数の半数を超過して日本に滞在していること。[36] 	[36] 「本大会終了時」とは本大会終了時(本大会:2024年10月15日、冬季大会:各競技会終了時)を指す。
(3) 我が国の選手(向上)を互換する観点より、日本国籍を有する者及び「水住居者」については、日本における滞在期間に問わず、本制度を活用できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県大会へ参加する前に所定の手続きを終えていること。[37] ・ 前年度までに「ふるさと選手制度」を2年以上連続で使用した場合、当該年度に異なる都道府県から参加することができる。 	[37] 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。
(4) 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。		
(5) 「ふるさと」に参加する選手は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項(1)～(1)～①(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。		
(6) ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以内連続とし、利用できる回数は2回までとする。		
(7) 参加都道府県「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定められた参加申込締切日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。		※ ブロック大会及び都道府県予選会に「ふるさと選手」として参加した者も含む。

Q.1 「ふるさと選手制度」は、監督には適用されないのでしょうか。

A.1 監督には適用されません。ただし、「選手兼任監督」の方については、選手として扱われるため、本制度が適用されます。

Q.2 「ふるさと」登録の条件として、「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」になっていますが、A中学校に入学生し、その後B中学校(他県)へ転校し卒業した場合、A中学校とB中学校のいずれも選択できますか。

A.2 「ふるさと」登録の条件として「卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地」を登録することには変わりありません。卒業学校であるB中学校が「ふるさと」登録の対象となります。

Q.3 A中学校を卒業し、B高等学校へ進学したが、B高等学校は中退した。B高等学校を「ふるさと」として登録できるのでしょうか。

A.3 「ふるさと」に登録して都道府県予選会に参加し、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかったものとして登録できません。なお、A中学校は卒業しているため、A中学校が「ふるさと」として登録できます。

Q.4 「ふるさと」に登録して都道府県予選会に参加し、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかったものとして登録できますか。

A.4 「ふるさと」に登録して都道府県予選会に参加し、競技当日に体調を崩し、予選会に参加できなかったものとして登録できません。この場合は、「ふるさと選手制度」の活用はなかったものとしてカウントされません。

Q.5 「ふるさと選手制度」を活用するときは、前回参加都道府県がどこであっても、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」の都道府県から参加することができますが、「ふるさと選手制度」の活用をやめて、「居住地を示す現住所」から参加する場合は、2大会の間を置かなくてはならないのでしょうか。

A.5 「ふるさと選手制度」を2年以上連続して活用した場合は、2大会の間を置かずとも、「ふるさと」以外の「居住地を示す現住所」または「勤務地」から参加することができます。ただし、2年以上連続して活用していない場合は、「ふるさと」の「2年以上連続して活用していない」場合、2大会の間を置かなくてはならない。なお、大学在学時の活用を「回目」としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。(※ 活用できる回数は2回まで)

Q.6 「ふるさと選手制度」を4年時に初めて活用して「ふるさと」に登録したが、その後大学を卒業し、次年度に「新卒業者」として「ふるさと」の都道府県以外から参加できるのでしょうか。

A.6 「ふるさと選手制度」を2大会の間を置かずとも「新卒業者」及び「結婚又は離婚を届けた者」については、いずれも「ふるさと」の「2年以上連続して活用していない」場合、2大会の間を置かなくてはならない。なお、大学在学時の活用を「回目」としてカウントし、次回活用時は2回目としてカウントされます。(※ 活用できる回数は2回まで)

Q.7 「ふるさと」は毎年手続きをしなければならないのでしょうか。

A.7 「ふるさと選手制度」を活用する場合は、毎年「ふるさと」の手続きが必要ですが、活用初回は登録申請、2年目以降は使用申請が必要となります。

Q.8 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていれば、現在留学等で海外に在住していても活用できますか。

A.8 「ふるさと選手制度」は条件を満たしていれば、現在留学等で海外に在住していても活用できます。

Q.9 都道府県選択方法において「ふるさと選手制度」と「居住地」の両方が適用できる場合、どちらを選択すれば良いのでしょうか。

A.9 「ふるさと選手制度」は原則として、1回につき2年以内連続とし、活用できる回数は2回までとなります。また、「ふるさと選手制度」を利用しA県から参加(○)した選手が同じA県から「居住地」として出場し、再度「ふるさと選手制度」を利用しA県から参加する(◎)場合、所属県に変わりはないものの、都道府県選択方法を変更した履歴があるため後者のふるさと利用(◎)の場合が「2回目」の利用となります。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項目	解釈・説明	備考・補足
別記2【一家転住等に伴う特別措置】		
転居への特別		
1 以下の内容がすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民スポーツ大会開催基準別項規則第3項（1）～（3））①（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。	<p>・ ここでいう「少年種別」とは、夏大会（総則5-3）～ア～エ（本大会：2006年4月2日以降に生まれた者、冬大会：2005年1月2日以降に生まれた者）に該当する者とする。</p>	
(1) この特別の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。		
(2) 本特別を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお、「一家転住等」とは、概ね次のことを言う。		
ア 親の転居による一家の転居		
イ 親の結婚、離婚による一家の転居		
ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居	<p>・ ここでいう「転居元」とは、転居前に属していた（大会に参加した）都道府県のことである。</p>	
ア 本特別を受ける対象となる転居者は、下記2(1)の理由（転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県）を有する者（以下、「転居先が属する都道府県」という。）及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告すること。		
イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体の、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体にに対し、その旨報告し、承認を受けること。	<p>・ ここでいう「居住先」とは、転居後における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」、もしくは「勤務地の属するいずれかの都道府県のことである。</p>	
2 本特別を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。		
(1) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合		
イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合		
ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合		
(2) 転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。		
ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合		

Q.1 一家転住の特別は成年種別には適用されないですか。
 A.1 適用されません。少年種別年齢域への参加者のみが対象です。本特別の趣旨は、転居者の事情等によるやむを得ない都道府県の移動に対する配慮からなるものです。
 Q.2 上記1～(2)「イ」親の結婚、離婚による一家の転居」とありますが、離婚を前提とした別居に伴う都道府県の移動に対しては、本特別の対象として見なされますか。
 A.2 別居は本特別の対象となりません。親の結婚、離婚による一家の転居（都道府県の移動）については、公的に結婚、離婚の手続きが行われていることを前提として適用します。
 Q.3 上記1～(2)「ウ」上記以外に、やむを得ない理由」とありますが、「やむを得ない理由」とは何ですか。
 A.3 やむを得ない理由とは、当該選手の意思に因らなく、その保護者等に起因する何らかの理由です。特に具体的な事由を定めておらず、そのケースごとに日本スポーツ協会が内容を確認します。

【参考】◎「学校教育法」及び「学校教育法施行規則」(抜粋)
 「学校教育法」
 第11条
 第134条
 第134条
 第32条
 小学校の修業年限は、6年とする。
 中学校の修業年限は、3年とする。
 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年以上とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。
 「学校教育法施行規則」
 第1条（中学校設置基準）及び「高等学校設置基準」を含む）
 学校には、その学校の目的の実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
<p>別記3【JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置】</p> <p>公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、次の(1)に該当する者については、国民スポーツ大会開催基準（別記第3項【国内選手】）及び年齢基準（別記第1号及び第10項第1号）（参加資格及び年齢基準等）及び別記1【国民スポーツ大会】と選手手続（別記第2号）～(4)の特例を適用する。</p> <p>(1) 対象者</p> <p>ア 少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者</p> <p>イ 成年齢種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者</p>	<p>・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーに在籍することを認める者を対象とする。〔38〕</p> <p>・ 都道府県予選会参加時から本大会終了時まで継続して在籍していただくはならぬ。</p> <p>・ JOC及び当該中央競技団体が、JOCエリートアカデミーを修了したこと、または同アカデミーに在籍することを認める者を対象とする。</p>	<p>〔38〕 JOCが実施するものは別に中央競技団体が独自に実施する事業は対象とならない。</p>
<p>(2) 少年種別年齢域の選手の所属都道府県</p> <p>(1)アに定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、「居住地を「現住所」に学校所在地、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を優先して指定することができる。</p> <p>ただし、同アカデミーの在籍期間において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を優先して指定することができる。</p>	<p>ここでいう「少年種別」とは18歳未満の選手を指し、前回の大会から2大会以前に生まれた者、冬季大会・2005年4月2日以降に生まれた者に該当する者とする。</p> <p>「卒業小学校」（入校する直前まで通学していた小学校）は第1条第1項第17条及び第56条、並びに「学校教育法」第134条（10頁【参考】）を満了した学校については、第1条と同様に扱われるものとする。</p> <p>・ JOCエリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その前回の大会から2大会の間を置いた場合はこの限りでない。〔39〕</p>	<p>〔39〕 左記の解釈・説明は、P3（1）参加資格（ウ）(イ)少年種別「b-c」における「新卒業者」等の所属都道府県の移動に係る規定に優先して適用するものとする。</p>
<p>(3) 成年齢種別年齢域の選手の「ふるさと」</p> <p>(1)イに定める成年齢種別年齢域の選手は、別記1【国民スポーツ大会ふるさと選手制度】(2)に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」として指定することができる。</p>	<p>ここでいう「成年齢種別」とは、18歳以上の選手を指し、前回の大会から2大会以前に生まれた者、冬季大会・2005年4月1日以前に生まれた者に該当する者とする。</p> <p>・ 「卒業小学校」（入校する直前まで通学していた小学校）は第1条第1項第17条及び第56条、並びに「学校教育法」第134条（10頁【参考】）を満了した学校については、第1条と同様に扱われるものとする。</p>	<p>〔40〕 所定の方法については、参加しようとする都道府県の体育・スポーツ協会に確認すること。</p>
<p>(4) 国内移動選手の制限に係る例外適用</p> <p>(1)アに定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民スポーツ大会開催基準（別記第3項【国内選手】）（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。</p> <p>〔注〕(1)イに定める成年齢種別年齢域の選手については、国民スポーツ大会開催基準（別記第3項【国内移動選手の制限】）の規定に従い取り扱われるものとする。</p>	<p>・ 都道府県大会へ参加する前に「ふるさと」の登録に係る手続を終えていること。〔40〕</p>	<p>・ JOCエリートアカデミーに在籍している少年種別の選手だが、国スポにはどの都道府県から参加できるのかわからない。 ・ 少年種別の年齢域に該当する場合は「勤務地」または「卒業小学校の所在地」（アカデミーへの入校時において小学生であった場合は、所属の都道府県から参加することができます。 ・ 要件を満たす都道府県から参加することができます。 ・ 要件を満たす都道府県から参加できない場合は、所属の都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。 ・ 詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。</p>

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項目	解釈・説明	備考・補足
<p>別記4【アジアズ】の国民スポーツ大会参加資格の特例措置 我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリーターの国民スポーツ大会参加資格の特例措置（以下本特例という）」を下記のとおり定める。</p> <p>1 特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。 (1) 第32回オリンピック競技大会（2021年・東京）に参加した者 (2) 2024年1月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めたとする。 イ JOOC（ジョウ）強化指定選手 ロ 年次強化（種目）における国内ランキング上位10位以内の者 ハ 中央競技団体が定める強化指定選手 ニ 強化指定アスリートについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。</p> <p>2 特例の内容 (1) 予選会の免除 本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びびプロレグ大会を必ずしも国民スポーツ大会本大会に参加することができるともする。ただし、プロレグ大会と並行開催種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがプロレグ大会に参加し、本大会参加権を獲得している場合とする。 (2) 資格要件（自費要件の緩和） 本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に拘束する要件を定めず、以下のとおりとする。 ア 居住地を示す現住所 次の要件をいずれも満たすものとする。 (ア) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。 なお、生活の実態については、下記要件により判断する。 a. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること b. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること c. 当該住居の水道・熱費など費用を自ら負担していること d. 当該住居に主要な家財道具が存すること (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。 イ 勤務地 (ウ) 2024年4月30日以前から大会終了時（2024年10月15日）まで引き続き、雇用主と雇用関係が継続した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。 (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。</p> <p>3 国内移動選手の制限 本特例の対象となる選手の国内移動選手の期間については、国民スポーツ大会開催基準要項別記第3項（D1-D10）のとおりとする。</p>	<p>・ オリンピック開催当該年の場合は、前回大会を対象とする。【41】 ・ 冬季大会については、第24回オリンピック冬季競技大会（2022年・北京）に参加した者を対象とする。 ・ (イ)及び(ウ)の詳細については、実施中央競技団体が決定する。【42】</p> <p>・ 都道府県大会の開催方法等（選抜方法、選考基準等）については、当該都道府県体育・スポーツ協会及び競技団体が決定し、都道府県大会実施要項等に明示するなど、事前に関係者に対し、周知徹底を図った上で代表を選考すること。【43】</p> <p>・ 下記を所属都道府県として選択する者は、左記要件の対象とならない。 a. ふるさと b. 第1次リーグアワード c. JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例に定める小学校所在地</p> <p>・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。</p> <p>・ 冬季大会については、2023年4月30日以前から各競技会終了時までとする。</p> <p>・ 第77回又は特別大会（都道府県大会及びプロレグ大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第77回又は特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。</p> <p>・ 第77回又は特別大会（都道府県大会及びプロレグ大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、第77回又は特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。</p>	<p>【41】 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p> <p>【42】 本項競技者を対象とするか否かについては、実施中央競技団体の考え方による。</p>

Q.1 特例の対象となつた選手で、海外に家を借りて、長期合宿をしている場合、住民票を移している場合は、本特例を利用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。ただし、「ふるさと選手権制度」を使用し、卒業中学校所在地または卒業高等学校所在地から出場することは可能です。

Q.2 「勤務地を所属都道府県として選択して出場したい」と考えています。雇用契約上、競技活動を開始して居るA県でなく、練習場のあるB県において遊の大半を過ごしています。（A県にはほとんど行っていないです。）この場合、所属都道府県として生活実態がある場合は、本特例を利用することはできないため、「居住地を示す現住所」を選択することはできません。2質問の場合、競技活動している場所が「勤務地」とみなされるため、練習場所であるB県を所属都道府県として判断できない場合は、都道府県体育・スポーツ協会を通じて日本スポーツ協会へご確認ください。詳細については、まずは所属の都道府県体育・スポーツ協会にお問い合わせください。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明 (2023年12月8日)

項目	解釈・説明	備考・補足
<p>別添5「東日本震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」</p>		
<p>1 特例の対象となる被災地都道府県 震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県のみ県を本特例の適用対象とする被災地都道府県(以下「特例対象県」とする。 なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取扱うこととする。</p>		
<p>2 特例の内容</p>		
<p>(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていただくも、当該特例対象県から参加することができる。 【特例の対象者】被災地域からの避難者等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>	<p>・ 「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条に在籍(学校所在地)」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。 ・ 冬季大会については、2023年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。[44]</p>	<p>[44] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は書類に係る要件を満たしていただくも、それに準ずる公的証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住しない場合は通学している状態を有している日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 ア 被災地域からの避難者等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。 なお、この場合、第78回大会及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民スポーツ大会開催基準事項細則第3項(1)-(1)-②(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。 【特例の対象者】被災地域からの避難者等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。 ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。</p>	<p>・ 第77回大会は、2022年に開催された各季大会 → 冬季大会(秋田県・栃木県) ・ 特別大会とは、2023年に開催された各季大会 → 冬季大会(岩手県・青森県)/本大会(鹿児島県)</p>	
<p>(3) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に在籍していた者であること。</p>	<p>・ 「居住(居住地を示す現住所)」、「勤務(勤務地)」、「第1条に在籍(学校所在地)」については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。 ・ 冬季大会については、2023年4月30日以前とする。 ・ 「居住地を示す現住所」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。[45]</p>	<p>[45] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は書類に係る要件を満たしていただくも、それに準ずる公的証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住しない場合は通学している状態を有している日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>(4) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」「学校所在地」又は「勤務地」に指定する なお、移動先が生じた時刻が2024年1月30日以降の場合は、移動先の都道府県の「児童開校まで」に要件を満たしていることとする。</p>	<p>・ 「居住(居住地を示す現住所)」、「学校所在地」及び「勤務地」の資格要件については、P6～P7(2)「所属都道府県」の考え方による。[46]</p>	<p>[46] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は書類に係る要件を満たしていただくも、それに準ずる公的証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住しない場合は通学している状態を有している日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>
<p>(5) 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は書類に係る要件を満たしていただくも、それに準ずる公的証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住しない場合は通学している状態を有している日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。</p>		

Q.1 震災後に特例対象県から、別の県に避難しましたが、国スポには出場できますか？
A.1 特例対象県から出場することが可能です。
また、避難先において(2)所属都道府県に「居住地を示す現住所」「学校所在地」に在籍している場合は、避難先を所属都道府県として出場することも可能です。
Q.2 第77回大会に特例対象県のA県から出場しており、特別大会では避難先のB県から出場しますが、この場合、第78回大会はどこの県から出場できますか？
A.2 第78回大会については、A県からB県からも出場可能です。ただし、B県を所属都道府県として出場する場合は、(2)所属都道府県に「居住地を示す現住所」を有している必要がふたります。

第78回国民スポーツ大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明（2023年12月8日）

項 目	解 釈・説 明	備 考、補 足
<p>2. 特例の内容</p> <p>(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和 イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第78回大会に参加した者が、第79回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民スポーツ大会開催基準要項細則第3項(1)-1)-④(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。</p> <p>＜例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合 ○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地」を示す現住所、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合 ○ 他の都道府県に避難先を移す場合 <p>(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和</p> <p>避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地 ② 及びの発生した時点で在籍していた中学校または高等学校の所在地 <p>なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。</p> <p>【特例の対象者】 2011～2012年度(小学校)は2015年度に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。</p>	<p>・ 左記要件以外については、別記「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。</p>	
<p>Q.1 2011年3月11日時点で、特例対象県のA県の中学校に在籍(1年生)していましたが、その後、B県へ避難しB県の中学校を2019年3月に卒業しました。その後、A県、B県、C県の高校を卒業した場合は、C県の高校を卒業した場合は「ふるさと」を登録することができるのでしょうか？</p> <p>A.1 はい、3県から選択することができます。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できません。</p>		

第 78 回国民スポーツ大会本大会（2024 年）
「実施要項総則第 5 項（2）所属都道府県」選択における事例
 （2023 年 8 月 24 日版）

● **第 78 回国民スポーツ大会本大会実施要項総則**

参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

(1) 参加資格

ウ 第 77 回又は 2023 年開催の特別大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第 77 回又は 2023 年開催の特別大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

[注] a 及び b は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c ふるさと選手制度を活用する者（別記 1 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」による。）

[注] 別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第 1 条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者（別記 2 「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

[注] a から c は当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記 3 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記 5 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」による。）

【凡例】

「—」…不参加

「×」…前回大会又は前々回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

【基本】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年	第 81 回大会 2027 年
A 選手	栃木県 (勤務地)	栃木県 (勤務地)	×	×	青森県 (勤務地)	青森県 (勤務地)

【事例 1：新卒業者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
B 選手	栃木県 (居住地) [大学 3 年]	栃木県 (居住地) [大学 4 年] 2024.3 月卒業	佐賀県 (居住地) (佐賀県へ転居) 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
C 選手	栃木県 (居住地) [大学 3 年]	栃木県 (居住地) [大学 4 年] 2024.3 月卒業	— (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「新卒業者」適用	佐賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		卒業年度
第 77 回	特別	
参加	参加	2023 年度（2024.3 月）以降に卒業した者
不参加		
参加	不参加	2022 年度（2023.3 月）以降に卒業した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※B 選手の事例：

B 選手は、特別大会に参加し、大会終了後大学を卒業。「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※C 選手の事例：

C 選手は、特別大会に参加し、大学卒業後の第 78 回大会は不参加だったが、「新卒業者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

【事例 2：結婚又は離婚に係る者】

	第 77 回大会 2022 年	特別大会 2023 年	第 78 回大会 2024 年	第 79 回大会 2025 年	第 80 回大会 2026 年
D 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後離婚	佐賀県 (居住地) 「離婚」適用	佐賀県 (居住地)	佐賀県 (居住地)
E 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	—	佐賀県 (居住地) 〔佐賀県に居住〕 「結婚」適用	佐賀県 (居住地)
F 選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地) 大会後結婚 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「結婚」適用 大会後離婚 (滋賀県へ転居)	滋賀県 (居住地) 「離婚」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第 78 回本大会[2024 年]：

参加状況		手続き完了期間
第 77 回	特別	
参加	参加	2023 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者
不参加	不参加	
参加	不参加	2022 年 5 月 1 日以降、2024 年 4 月 30 日までに法的手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※D 選手の事例：

D 選手は、特別大会に参加し、大会後に離婚をした。「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 78 回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※E 選手の事例：

E 選手は、特別大会に参加し、結婚後の第 78 回大会は不参加だったが、「結婚又は離婚に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第 79 回大会においては、当該特例が適用され、第 78 回大会と異なる都道府県から参加することができる。

※F 選手の事例：

「結婚又は離婚に関わる者」の特例は、当該の事象が発生した場合は連続して適用することができる。

【事例3：一家転住等に係る者】

	第77回大会 〔中学3年生〕	特別大会 〔高校1年生〕	第78回大会 〔高校2年生〕	第79回大会 〔高校3年生〕	第80回大会
G選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3月卒業	佐賀県 (居住地) (「新卒業者」適用期間)
H-①選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用	佐賀県 (居住地) 2026.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用
I-①選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 「一家転住」適用	千葉県 (学校所在地) 2026.3月卒業	青森県 (居住地) (青森県へ転居) 「新卒業者」適用

	第77回大会 〔高校1年生〕	特別大会 〔高校2年生〕	第78回大会 〔高校3年生〕	第79回大会	第80回大会
H-②選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (佐賀県へ転居)	佐賀県 (居住地) 「一家転住」適用 2025.3月卒業	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)
I-②選手	栃木県 (学校所在地)	栃木県 (学校所在地) 大会後一家転住 (東京都へ転居) (千葉県の高 校へ転校)	千葉県 (学校所在地) 2025.3月卒業 「一家転住」適用	滋賀県 (居住地) (滋賀県へ転居) 「新卒業者」適用	滋賀県 (居住地)

対象者：

第78回本大会[2024年]：

参加状況		手続き完了期間
第77回	特別	
参加 不参加	参加	特別大会終了後、第78回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者
参加	不参加	第77回大会終了後、第78回大会都道府県予選会までに「一家転住等」に伴う特例措置に係る手続きを完了した者

※ただし冬季大会へ出場した場合を除く。

※G選手の事例：

G選手は、特別大会に参加し、第78回大会都道府県予選会までに一家転住したことから、「一家転住等に係る者」の要件発生後、初めての参加となる第78回大会においては、当該特例が適用され、特別大会と異なる都道府県から参加することができる。

※H-①、H-②選手の事例：

一家転住の特例で居住地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

※I-①、I-②選手の事例：

一家転住の特例で学校所在地を適用したのち、新卒業者の特例を適用して都道府県を選択する事例。

【事例3 補足：「一家転住等に伴う特例措置」に係る参加可能都道府県について】

本特例措置の適用にあたり、参加することができる都道府県は下表のとおり。

		転居先都道府県		
		代表選考前	代表選考中	代表決定後
転居元都道府県	代表選考前	転居先 ②	転居先(転居元) ② ※1	転居元 ①
	代表選考中	転居元 ③	転居元 ③	転居元 ①
	代表決定後	転居元 ④	転居元 ④	転居元 ①
	選考敗退 ※2	×	×	×

〔解説〕

- ① 転居先都道府県の代表が既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ② 転居元都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合は、転居先都道府県から参加することができる。
- ※1 転居先都道府県において代表選考が進行しており、当該参加者が転居先都道府県の代表選考対象とならない場合には、転居元都道府県から参加することができる。
- ③ 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程にある場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ④ 当該参加者が、転居元都道府県の代表として既に決定している場合は、転居元都道府県から参加することができる。
- ※2 当該参加者が、転居元都道府県の代表選考過程において既に敗退していた場合には、転居先都道府県の代表選考状況にかかわらず、参加することはできない。

【事例4：ふるさと選手制度を活用する者】

	第77回大会 2022年	特別大会 2023年	第78回大会 2024年	第79回大会 2025年	第80回大会 2026年	第81回大会 2027年
J選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと	佐賀県 ふるさと
			(1回目①)	(1回目②)	(1回目③)	(1回目④)
K選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと	鹿児島県 ふるさと
		(1回目①)	(1回目②)	(1回目③)	(1回目④)	(1回目⑤)
L選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1回目①)	鹿児島県 ふるさと (1回目②)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)	滋賀県 (居住地)
M選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1回目①)	鹿児島県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	鹿児島県 ふるさと (2回目①)	鹿児島県 ふるさと (2回目②)
N選手	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	栃木県 (居住地)	滋賀県 ふるさと (1回目①)	東京都 (勤務地) 「新卒業者」適用	東京都 (勤務地)
O選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと (1回目①)	—	鹿児島県 ふるさと (1回目②)	東京都 (勤務地)	東京都 (勤務地)
P選手	栃木県 (居住地)	鹿児島県 ふるさと	—	—	—	鹿児島県 ふるさと (1回目②)
		(1回目①)				

(例)1回目①=1回目活用の1年目 1回目②=1回目活用の2年目
2回目①=2回目活用の1年目 2回目②=2回目活用の2年目

対象者：当該大会都道府県予選会参加申込締切日までに手続きを完了した者

※ J選手、K選手の事例：

J選手はふるさと選手制度を活用する基本的な例。K選手は、都道府県選択方法を変えなければふるさと選手制度を続けて活用し出場する場合、1回目の制度利用が続くことを示した例。

※ L選手の事例：

L選手はふるさと解除の基本的な例

※ M選手の事例：

ふるさと選手制度第5条【「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする】を示した例

※ N選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として2年以上連続して活用しなくてはならないが、「新卒業者」、「結婚又は離婚に係る者」の例外適用(2大会以上の間を置かなくとも前回出場の都道府県と異なる都道府県から参加できる)は、ふるさと選手制度の「2年以上連続して活用」という条件に優先して適用される。

ただし、第79回大会の「ふるさと」活用は1回目の活用と数え、残りの活用回数は1回とする。

※O 選手、P 選手の事例：

「ふるさと選手制度」は原則として1回につき2年以上連続して活用しなくてはならないが、1年目の利用後不参加となった場合、次回参加時に「ふるさと」を選択して参加すれば、1回目の継続活用となる。

【事例5：JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置を活用する者】

◆ 少年種別年齢域の選手が特例措置を活用する場合

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
Q選手	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	—	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
R選手	鹿児島県 (居住地) 2024.3月卒業	— (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
S選手	鹿児島県 (学校所在地) 2024.3月卒業	—	滋賀県 (学校所在地) 「新卒業者」適用	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕
T選手	東京都 (居住地) (アカデミー入校) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	佐賀県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕

※ JOC エリートアカデミーに在籍する選手は、在籍期間中、その初回の大会参加時に選択した所属都道府県を変更することはできない。ただし、前回の大会より2大会の間を置いた場合はこの限りでない。

※ Q選手、R選手の事例：

JOC エリートアカデミーに入校した後、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」から参加する例。

※ S選手の事例：

S選手は、特別大会で学校所在地から参加し、第78回大会は不参加であったが、第79回大会は「新卒業者」を適用し、特別大会とは異なる都道府県から参加した。第80回大会時(高校3年生時)にJOC エリートアカデミーに入校したため、「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、第79回大会とは異なる都道府県(居住地である東京都)から参加する例。

※ T選手の事例：

T選手は、第78回大会(高校1年生時)及び第79回大会(高校2年生時)は不参加であることから、前回大会出場から2大会の間を置いたこととなるため、第80回大会(高校3年生時)において、所属都道府県を変更して参加することができる。

【事例5 補足：アカデミー在籍期間中に所属都道府県を移動できない事例】

	特別大会 〔中学3年生〕	第78回大会 〔高校1年生〕	第79回大会 〔高校2年生〕	第80回大会 〔高校3年生〕
U選手	鹿児島県 (卒業小学校所在地) 「アカデミー特例」適用 〔東京都に居住・在学〕 2024.3月卒業	— (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) 「新卒業者」適用 (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕	東京都 (居住地) (アカデミー在籍) 〔東京都に居住・在学〕

※ U選手の事例：

U選手は、特別大会に「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を活用し、「卒業小学校所在地」である鹿児島県より参加。

第79回大会の参加にあたっては、JOC エリートアカデミー在籍期間中の初回の参加時に選択した所属都道府県を変更することはできないとの制限が「新卒業者」等の特例より優先されることから、鹿児島県以外の都道府県から参加することはできない。鹿児島県以外の都道府県（東京都）から参加するためには、T選手の事例のように、2大会の間を置く必要がある。

「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準

公益財団法人日本スポーツ協会

1. 「居住地を示す現住所」における「日常生活」について

「日常生活」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、当該大会開催年4月30日から大会終了時（冬季大会は当該大会開催前年の4月30日から10月31日）まで（以下「対象期間」という。）の総日数の半数を超えて、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があること。なお、対象期間中に住民票を異なる都道府県に移動した場合、「居住地を示す現住所」とはならない。

ただし、次に定める各日数は対象期間の総日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
- ② 中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- ③ 少年種別年齢域で、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する選手については、長期休業（夏季等）の日数

(2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、以下のような諸事情を総合的に勘案して、住民票記載の住所において、対象期間の半数を超えて生活していることと同等の生活実態があると本会が判断した場合、「日常生活」と認める。

- ① 自ら所有する住居が存し、又は自らの名義で住居を賃借していること
- ② 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- ③ 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- ④ 当該住居に主要な家財道具が存すること

2. 「勤務地」における「主たる勤務実態」について

「主たる勤務実態」の認定については、次により判断する。

(1) 原則として、対象期間中の総日数から、対象期間中1週当たり労働義務のない日とみなす2日及び対象期間中の国民の祝日に関する法律による休日を控除し、残った日数（以下「総労働日数」という。）の半数を超えて、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務している実態があること。

なお、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等へ現実に通勤している者が、会社の命により、テレワーク勤務等を行う場合、その勤務日についても総労働日数に含むものとする。

ただし、次に定める各日数は、総労働日数から控除する。

- ① 各種競技大会に参加していた日数^{*1}
 - ② 中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数^{*2}
- (2) 例外として、上記(1)に該当しない場合であっても、現実に通勤し、勤務している会社や事業所等の存する都道府県内において、「日常生活」が認められ、かつ、以下の①、②のいずれも満たす日数について現実に通勤し、勤務している実

態があること。

- ① 対象期間の総労働日数から上記(1)①②を控除した日数のうち、4分の1を超えた日数
- ② 夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日を対象期間の総労働日数から控除し、残った日数の半数を超えた日数（ただし、夏季休暇など雇用契約上労働義務を負わない日として控除する日数は、勤務形態等を勘案し、合理的な範囲の日数^{*3}に限る。）

※1 「各種競技大会に参加していた日数」について

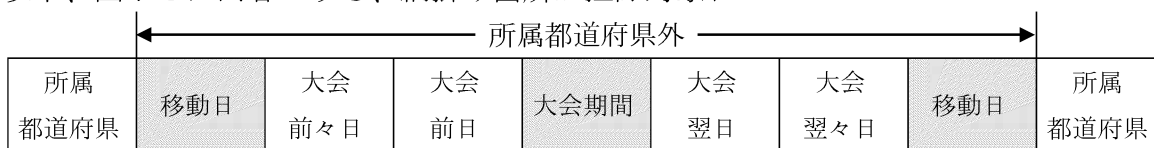
「各種競技大会」とは、IFまたはNFが主催、主管、または認定する国際または全国レベルの公式・公認大会をいう（記録会等は除く）。

なお、各種競技大会に参加するために係る移動日数については、当該大会の前後1日ずつ（計2日）を上限として、「各種競技大会に参加していた日数」として控除日数の対象と認める。

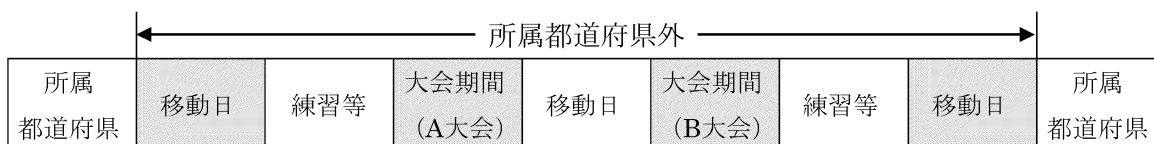
ただし、当該活動により海外へ移動する場合については、別途公益財団法人日本スポーツ協会が合理的な範囲で移動日数を加算して認めることがある。

【例示：控除となる移動日について】

以下、図示した内容のうち、網掛け箇所が控除対象日



※ 大会に参加するための移動に係る前後1日（計2日）を控除対象として認める。



※ 所属都道府県を起点として、所属都道府県外への発着に伴う移動日数のみを控除対象として認める。

※2 「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加していた日数」について

「中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動」とは、NFが招集し実施する日本代表選手（候補を含む）としての活動をいい、日本代表合宿・遠征・大会参加や、メディカルチェック、イベントへの参加も含む。

なお、中央競技団体から義務付けられた合宿その他の活動に参加するために係る移動日数については、上記※1と同様の範囲で控除日数の対象と認める。

※3 「合理的な範囲の日数」について

「合理的な範囲」の認定については、個別の事情を勘案し、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会で審議する。該当する事例が発生した場合には、所属の都道府県体育協会を通じて、公益財団法人日本スポーツ協会へ確認すること。

【Q&A事例】

Q.1 住居を複数有している場合はどうなるか？

A.1 過半を超える住居は1つになるはずです。

なお、競技会参加や日本代表の合宿等の日数を控除しても、対象期間の過半を超えない場合は、必ず公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

Q.2 勤務実態において、アルバイトは認められるのか？

A.2 「勤務地」の要件を満たす際の前提としては、フルタイム（週40時間程度勤務）の職業を意図しております。しかし、近年における雇用形態の多様化（派遣会社員、非常勤講師、業務内容が競技活動を行うこと、等）もあるため、前述の条件と同等と考えられる雇用・勤務形態の場合は、公益財団法人日本スポーツ協会へお問い合わせの上、ご確認ください。

なお、学生の短時間・期間のアルバイト等は勤務として認められません。

Q.3 「各種競技大会」あるいは「中央競技団体から義務づけられた合宿その他の活動」には、任意に行われる競技会や地域（都道府県）レベルの交流試合・合宿・遠征等は含まれるのか？

A.3 IFやNFと関連のない大会や活動は含まれません。また、同様に、選手の所属企業・団体等からの業務命令による出張・遠征等も認められません。

この控除の趣旨は、選手の意思とは別にNFからの指示によって、半強制・義務的に都道府県外で活動することはやむをえず、なおかつ、控除対象として明確に定義・区分することができるとの理由からです。ご質問の内容は、この趣旨に含まれておりません。

<附則>

平成23年2月24日	制定
平成23年4月1日	一部改定
平成23年6月23日	一部改定
平成26年3月13日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
平成30年8月30日	一部改定
令和元年8月29日	一部改定
令和2年9月10日	一部改定
令和5年8月24日	一部改定

参加資格確認書及びふるさと登録届の作成について

国民スポーツ大会に参加する選手・監督は「国民スポーツ大会参加資格確認書」を作成し、提出することとしております。

選手・監督から提出された参加資格確認書については、各競技団体において内容を確認し、別途定める期日までに本会へ提出の上、参加申込システムへの入力を行ってください。

「ふるさと選手制度」を利用する選手がいる場合は、「ふるさと登録届」に必要事項を記入し、各競技団体で取りまとめて県予選会（選考会）までに本会へ提出の上、参加申込システムへの入力を行ってください。

「参加資格確認書」「ふるさと登録届」の様式は県スポーツ協会ホームページの「各種様式ダウンロード」のページよりダウンロードが可能です。

HPアドレス : <https://www.okayama-taikyo.or.jp>

注 意 事 項

国スポにおける「参加」とは都道府県予選会（選考会）・ブロック大会・本大会、どの大会に参加していても、「国スポ参加」とみなします。

ブロック大会、本大会に参加した選手・監督だけが「国スポ参加」ではありません。

参加資格確認書に記入する過去2大会の参加状況とは、都道府県予選会（選考会）・ブロック大会・本大会を通じての参加状況を記入する箇所です。

予選会の状況が漏れている場合が多いので、各競技団体で確認願います。

【日本国籍を有しない者の参加資格】

上記ii. 参加資格(1)で「いいえ」の場合は、以下の要件をすべて満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	継続的に日本に滞在している。 (※「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間は、2024年4月30日以前から2024年10月15日までとする)	はい ・ いいえ
(2)	次の要件をいずれも満たしている。	はい ・ いいえ
	a. 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍している。 b. 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当している。	

iii. 所属都道府県

以下のいずれかの区分から参加を申込み。(※該当するものに丸をつける)

いいえ(下線部付のいいえ)に○が付く場合は参加資格を満たしていません。

- 【 1. 居住地を示す現住所 2. 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地 3. 勤務地 4. 選手の参加資格の特例措置に定める小学校の所在地 5. 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地 】

※上記で選択した区分の該当要件を回答すること。

【1. 居住地を示す現住所】

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月30日以前から2024年10月15日まで引き続き、当該都道府県において住所に関する届け出を行っており、なおかつ、上記期間の総日数の半数を超えて当該都道府県で生活している実態がある。 (『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に則っている)	はい ・ いいえ
	※「いいえ」の場合 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ
	「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ

【2. 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地】

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月30日以前から2024年10月15日まで引き続き通学している学校の所在地である。	はい ・ いいえ
	※「いいえ」の場合 「『一家転住等』に伴う特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ
	「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ
(2)	以下のいずれにも該当していない。 a. 休学中の者 b. 通信による教育を行う課程に学んでいる者 c. 高等学校の専攻科、別科に学んでいる者	はい ・ いいえ

【3. 勤務地】

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月30日以前から2024年10月15日まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、なおかつ、上記期間のうち、1週当たり労働義務がない2日および国民の祝日を除き、残った日数の半数を超えて当該都道府県に存する事業所等に現実に通勤し、勤務している。 (『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に則っている)	はい ・ いいえ
	※「いいえ」の場合 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ
	「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ いいえ

【4. 「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地】

以下の要件をすべて満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	都道府県予選会参加時から当該競技会終了日まで引き続き、JOCエリートアカデミーに在籍している。	はい ・ いいえ
(2)	卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択している。 JOCエリートアカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択している。	はい ・ いいえ
	※学校名を明記 学校名 <input type="text"/> 小学校	
(3)	JOCエリートアカデミー在籍時に、特別大会以前の国体に参加したことがあり、その大会参加時に選択した所属都道府県と今回の都道府県は変更していない。	はい ・ いいえ

第78回国民スポーツ大会本大会における参加資格確認書

「第78回国民スポーツ大会(佐賀県)実施要項総則」及び「第78回国民スポーツ大会参加資格、年齢基準等の解釈・説明」資料の内容に照らし合わせ、下記項目に基づいて第78回国民スポーツ大会(佐賀県)における成年種別年齢域の選手としての参加資格要件を満たしていることを確認し、参加資格が適切であることをご報告します。

第78回大会参加


所属都道府県：
_____競技名：
_____種目名：

記入日： 年 月 日


氏名：

i. 過去大会(都道府県予選会を含む)の出場履歴(※該当するものに丸をつけるとともに記入する)

(1) 第77回大会 [冬季大会：栃木県・秋田県] [本大会：栃木県]

出場 ・ 不出場		都 ・ 道 より 府 ・ 県	1. 居住地を示す現住所 2. 勤務地 3. ふるさと 4. 学校所在地(選手・少年) 5. JOCエリートアカデミー(選手・少年)	を選択して出場
()				

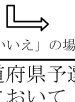
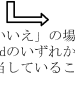
(2) 特別大会 [冬季大会：青森県・岩手県] [本大会：鹿児島県]

出場 ・ 不出場		都 ・ 道 より 府 ・ 県	1. 居住地を示す現住所 2. 勤務地 3. ふるさと 4. 学校所在地(選手・少年) 5. JOCエリートアカデミー(選手・少年)	を選択して出場
()				

ii. 参加資格

以下の要件をすべて満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

いいえ(下線部付のいいえ)に○が付く場合は参加資格を満たしていません。

項目	確認内容	回答
(1)	 日本国籍を有している、あるいは「永住者」(特別永住者を含む)である。 ※「いいえ」の場合 日本国籍を有しないが、次頁「日本国籍を有しない者の参加資格」の要件を満たしている。(※「日本国籍を有しない者の参加資格」についても回答すること)	はい ・ いいえ
(2)	 都道府県予選会及びブロック大会を含め、過去2大会(第77回・特別)のうち、直前に出場した大会において、今回と異なる都道府県から参加していない。 ※「いいえ」の場合 ※a～dのいずれかに ※該当していること	はい ・ いいえ
	a. 以下のいずれかに該当する。 1) 特別大会参加者： 2023年度以降に「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した。 2) 第77回大会参加、特別大会不参加者： 2022年度以降に「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した。	a. 新卒業者
	b. 以下のいずれかに該当する。 1) 特別大会参加者： 2023年5月1日以降、2024年4月30日までに、法的手続きを含め、結婚又は離婚をした。 2) 第77回大会参加、特別大会不参加者： 2022年5月1日以降、2024年4月30日までに、法的手続きを含め、結婚又は離婚をした。	b. 結婚・離婚
	c. 「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」を活用する、または解除する。 d. 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	c. ふるさと d. 震災特例
(3)	都道府県予選会及びブロック大会を含め、第78回大会本大会において、複数競技に参加を申し込んでいない。	はい ・ いいえ
(4)	第78回大会冬季大会に参加していない。または、第78回大会冬季大会に参加した際、今回と同一の都道府県から参加した。	はい ・ いいえ
(5)	大会参加前の1年以内に指定されたアンチ・ドーピング教育を受講している。	はい ・ いいえ
(6)	健康診断を受け、競技会への参加に支障がないことが確認されている。	はい ・ いいえ
(7)	第78回大会本大会の予選会(都道府県予選会やブロック大会)に参加する、又は参加した。 (※「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」対象者及び予選会免除対象大会出場者については、この限りでない)	はい ・ いいえ
(8)	ドーピング検査を受けることに同意する(18歳未満の場合、親権者の同意を含む)。	はい ・ いいえ
(9)	2024年4月1日現在、18歳以上である。(※2006年4月1日以前生まれ)	はい ・ いいえ

(2枚目へ続く)

【日本国籍を有しない者の参加資格】

上記ii. 参加資格(1)で「いいえ」の場合は、以下の要件をすべて満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	継続的に日本に滞在している。 (※「継続的に日本に滞在」と認定するに要する期間は、2024年4月30日以前から2024年10月15日までとする)	はい ・ <u>いいえ</u>
(2)	次の要件をいずれも満たしている。 a. 2024年以前に、以下の要件のいずれも満たしていた。 ・少年種別年齢域に該当していた際、「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生または生徒で、1年以上在籍していた。 ・「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」、「家族滞在」又は「定住者」に該当していた。	はい ・ <u>いいえ</u>
	b. 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時において「留学」(大学に在学している、専修学校(専門学校)に在籍している)に該当しない。 ※大学等に在籍する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格の「留学」と同等に扱う	

iii. 所属都道府県

以下のいずれかの区分から参加を申込む。(※該当するものに丸をつける)

いいえ(下線部付のいいえ)に○が付く場合は参加資格を満たしていません。

- 【 1. 居住地を示す現住所 2. 勤務地 3. ふるさと(※選手との兼任の場合のみ) 】

※上記で選択した区分の該当要件を回答すること。

【1. 居住地を示す現住所】

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月30日以前から2024年10月15日まで引き続き、当該都道府県において住所に関する届け出を行っており、なおかつ、上記期間の総日数の半数を超えて当該都道府県で生活している実態がある。 (『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に則っている)	はい ・ <u>いいえ</u>
	※「いいえ」の場合 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ <u>いいえ</u>

【2. 勤務地】

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月30日以前から2024年10月15日まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、なおかつ、上記期間のうち、1週当たり労働義務がない2日および国民の祝日を除き、残った日数の半数を超えて当該都道府県に存する事業所等に現実に通勤し、勤務している。 (『「日常生活」及び「主たる勤務実態」の判断基準』に則っている)	はい ・ <u>いいえ</u>
	※「いいえ」の場合 「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する。	はい ・ <u>いいえ</u>

【3. ふるさと(選手兼任のみ)】

以下の要件をすべて満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	当該都道府県を「国民スポーツ大会ふるさと選手制度」に基づく「ふるさと」として、都道府県予選会の参加申込締切日までに登録している、または、過去大会参加時に登録を済ませている。	はい ・ <u>いいえ</u>
	※過去大会参加時に登録済の場合 一度登録した「ふるさと」と異なる都道府県を選択していない。	はい ・ <u>いいえ</u>
(2)	卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県を選択している。 (※JOCエリートアカデミーを修了、または同アカデミーに在籍している場合は卒業小学校所在地も含む。「東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置」を活用する場合は、被災時に在籍していた学校の所在地も含む。)	はい ・ <u>いいえ</u>
	※学校名を明記 学校名 () 高等学校 ・ 中学校 ・ 小学校	
(3)	「ふるさと」の活用回数が2回以下である。 (※活用は原則として1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回まで。回数の数え方については、『第78回国民スポーツ大会本大会「実施要項総則第5項(2)所属都道府県」選択における事例』[https://www.japan-sports.or.jp/kokutai/tabid191.html]を参照すること)	はい ・ <u>いいえ</u>
	※過去大会において「ふるさと」を活用したことがある場合 「ふるさと」を活用して出場した大会(都道府県予選会を含む)は以下のとおりである。 (※該当する大会に丸をつける) 【62・63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77・特別】	

iv. 公認スポーツ指導者資格

以下の要件を満たしていること。(※回答欄の該当するものに丸をつける)

項目	確認内容	回答
(1)	2024年4月1日時点で日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を保有しており、かつ有効期限が2025年3月31日以降である。	はい ・ <u>いいえ</u>

ふるさと登録届

公益財団法人岡山県スポーツ協会 会長 殿

岡山県競技団体 会長 殿

届け出日:令和 年 月 日

ふりがな			
当該競技者名			
性別	1. 男	2. 女	※いずれかに○印
生年月日	年	月	日
所属			

※ 生年月日は西暦で記載

国民スポーツ大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を〔岡山県〕として、次の通りお届けします。

1. 参加競技名（種別及び種目名を含む）

競技	種別	種目

2. 「ふるさと」に関する確認事項

(1) ふるさと利用状況

利用状況（今回の使用を含む）	前回大会出場の所属都道府県	
1. 初回 () 回連続	回	岡山 都・道・府・県
2. 2度目 () 回連続		

1. 利用状況については、1. 又は2. いずれかに○印の上、連続年数を記載すること。
2. 前回大会（予選会を含む）に出場の所属都道府県名を記載すること。
3. 75回、76回大会は大会中止となったため回数にカウントしない。

(2) 卒業した学校名

(ふりがな)	卒業年月日
	年 月 卒業

※ ○○高校又は○○中学校、○○小学校など学校名を明確に記載すること。

ふるさと選手制度使用に係る留意事項

1. 「ふるさと」とは卒業小学校、卒業中学校、卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
3. ふるさと選手制度の活用については、原則として1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

